

中国地方整備局の最近の話題

令和5年5月29日

国土交通省 中国地方整備局

技術調整管理官 山田 明

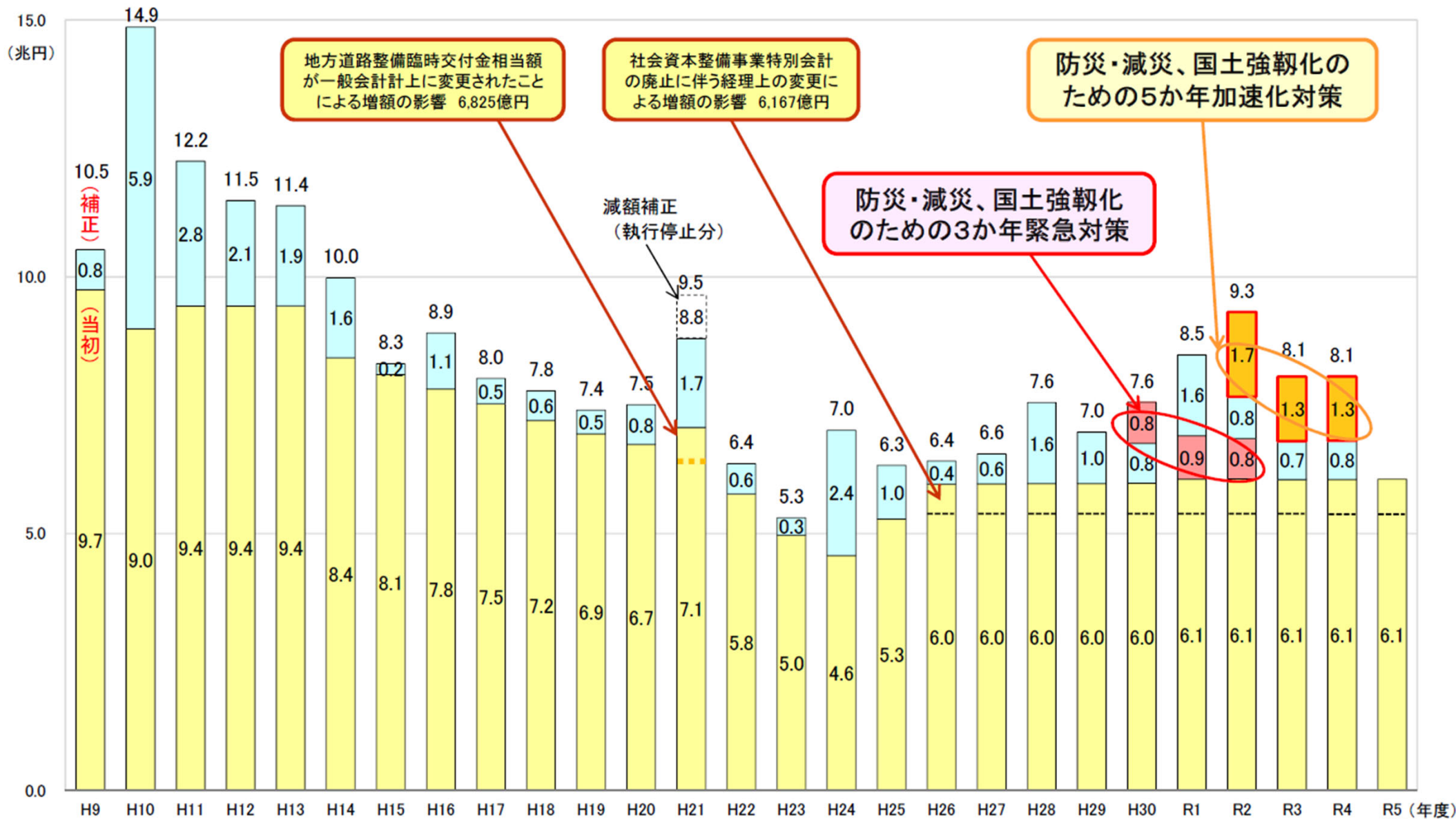


国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

- ① 令和5年度予算
- ② 中国地方整備局管内の主な事業
- ③ 建設業の生産性向上と働き方改革による魅力向上
- ④ 入札・契約の見直し(工事・業務)
- ⑤ 次期中国圏広域地方計画

令和5年度予算

公共事業関係費(政府全体)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。
 ※ 令和3年度予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
 ※ 令和4年度予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。

中国地方整備局の令和5年度予算

《配分方針》

(1) 令和5年度国土交通省関係予算では、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型国づくり」を3本柱として、令和4年度第2次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めることとしている。

(2) また、社会資本整備については、「総力」を挙げたストック効果の最大化に取り組みつつ、「インフラ経営」の視点に立ち、既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、波及効果の大きなプロジェクト等を戦略的かつ計画的に展開していく必要がある。

(3) 以上のような点を踏まえ、一般公共事業等予算の配分に当たっては、

- あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の本格的実践
- インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現
- 地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援（防災・安全交付金）
- 効率的な物流ネットワークの早期整備・活用
- 国際コンテナ戦略港湾等の機能強化
- 成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援（社会資本整備総合交付金）
- コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの推進
- 多様な世帯が安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の強化

などについて、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、配分を行う。

《予算の規模》

総事業費 5,077億円（前年比0.98倍）

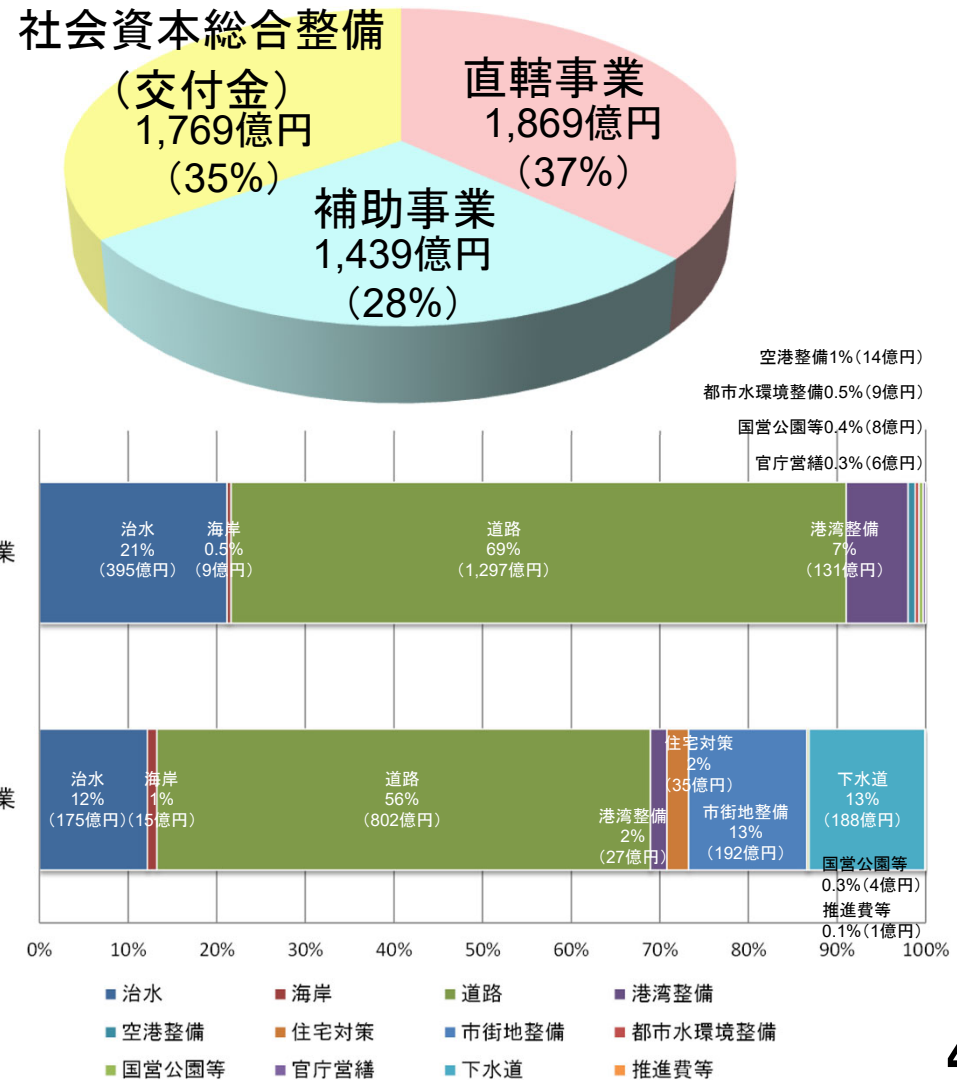
直轄事業費 1,869億円（前年比1.01倍）

補助事業費 3,208億円（前年比0.97倍）

※補助事業費は社会資本総合整備を含む

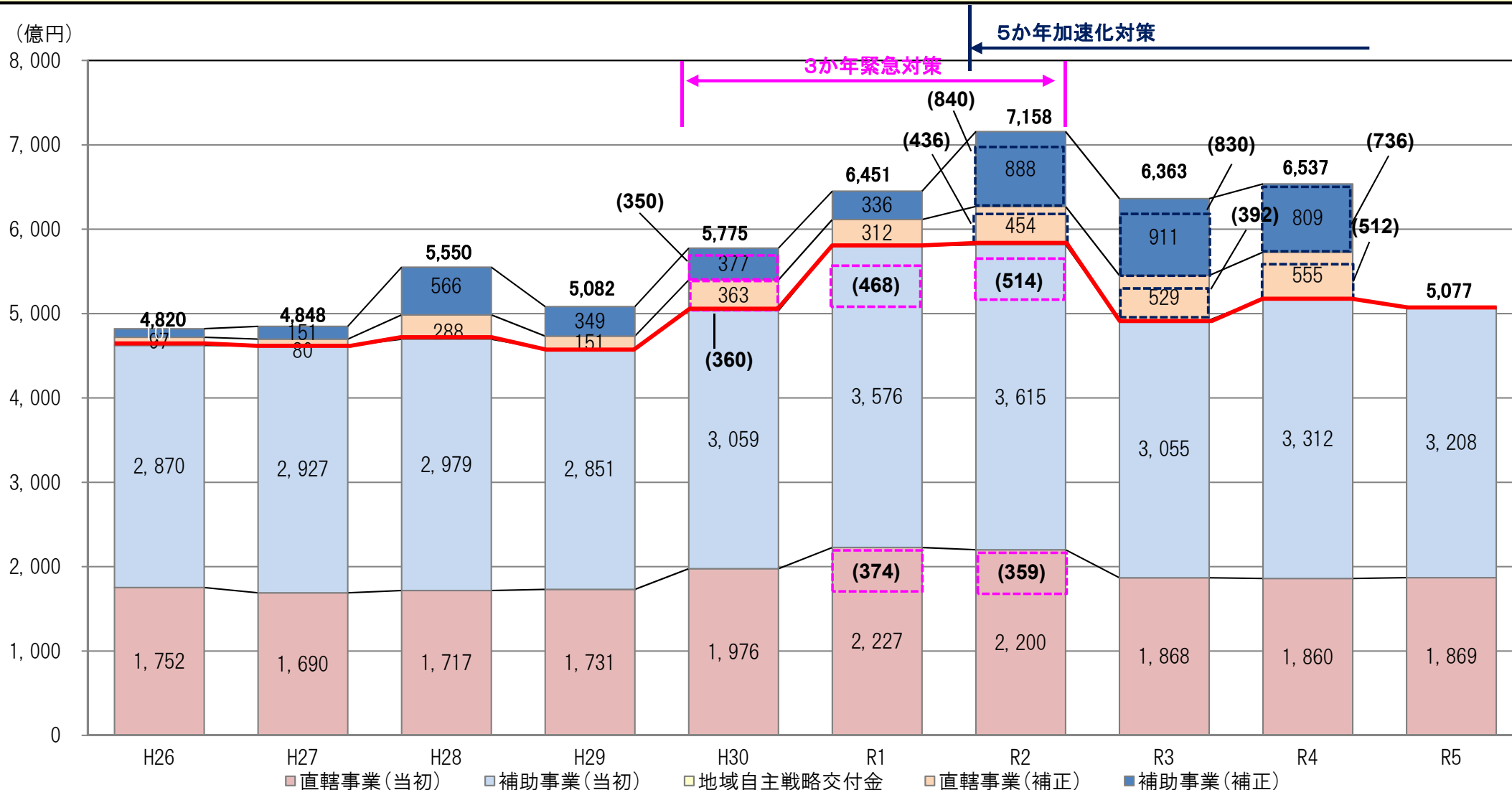
※計数はそれぞれ四捨五入しているため、直轄・補助の合計額は総事業費と一致しない。

総額 5,077億円



中国地方整備局の予算推移(直近10ヶ年の推移)

○平成30年7月の西日本豪雨災害以降、3ヶ年緊急対策及び5ヶ年加速化対策予算等踏まえて中国地方整備局の予算は増加傾向。



※社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は配分国費をもとにした推計値である。

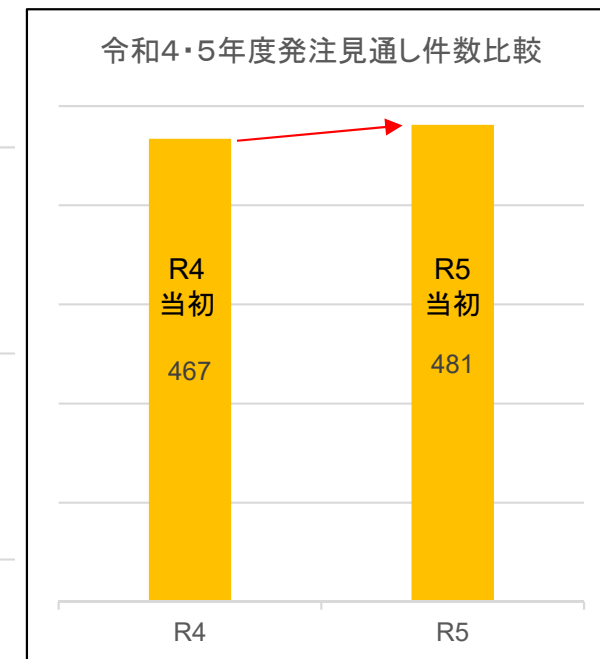
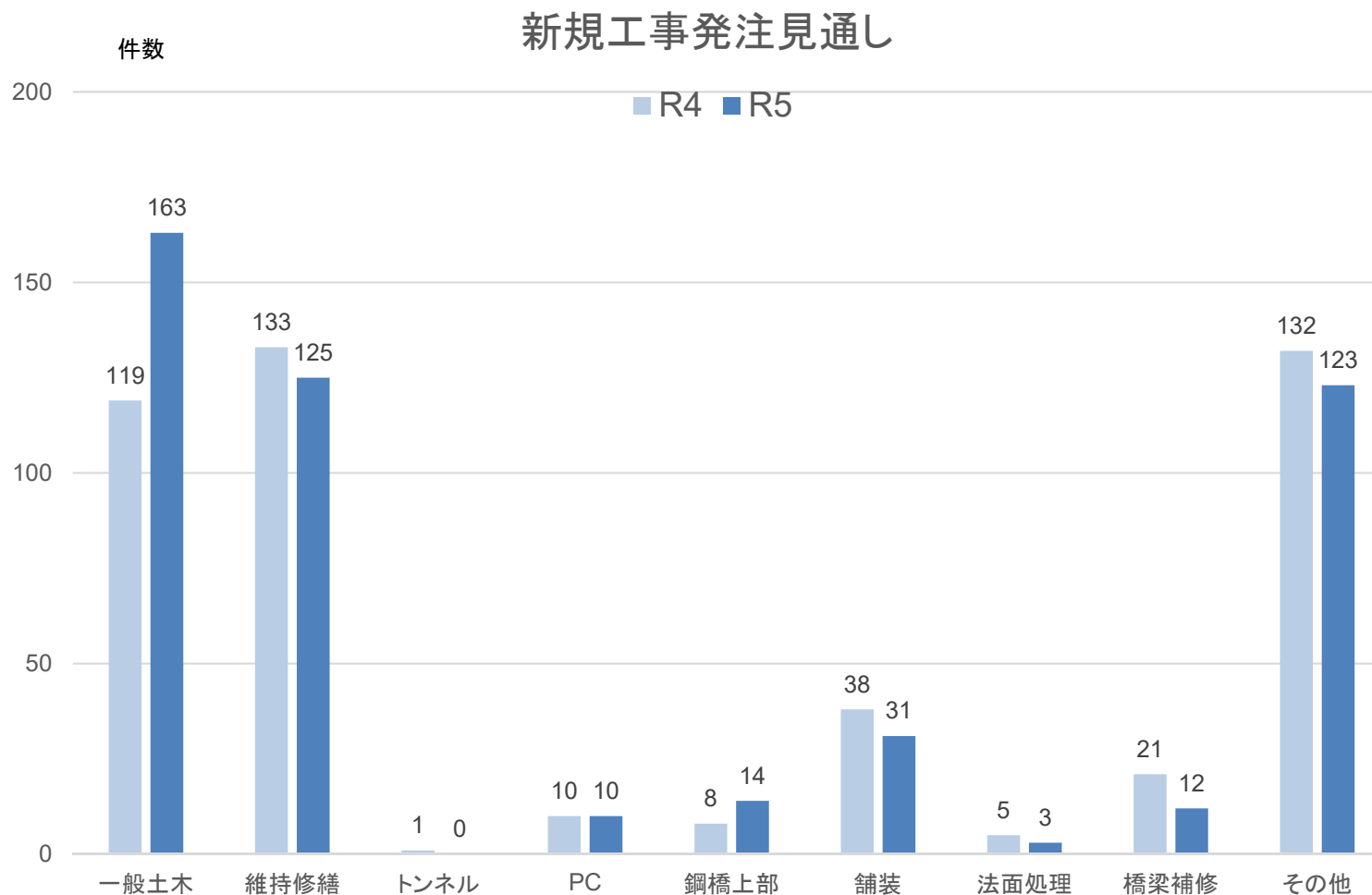
※補正額は「ゼロ国債」を含まない。

※当初額には以下の金額を含む。

H30: 道路関係保留解除、平成30年度7月豪雨関係予備費、高能率貨物取扱支援施設整備事業 R1: 高能率貨物取扱支援施設整備事業

3ヶ年緊急対策 5ヶ年加速化対策

○令和5年度の新規工事発注見通し(港湾空港部関係は除く)は、約480件を予定している。(公表済分)

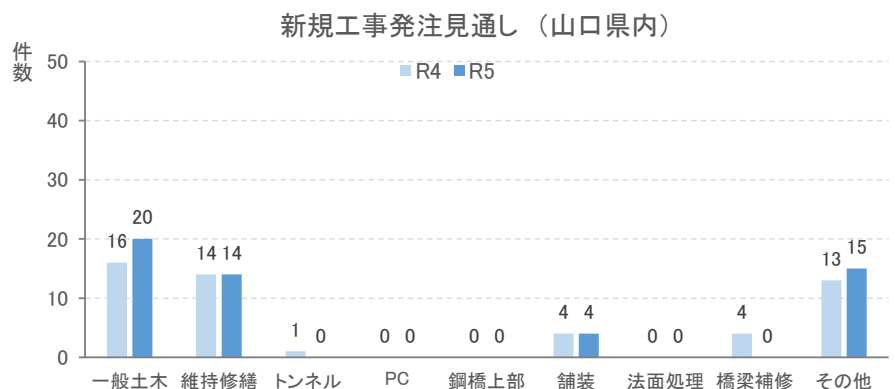
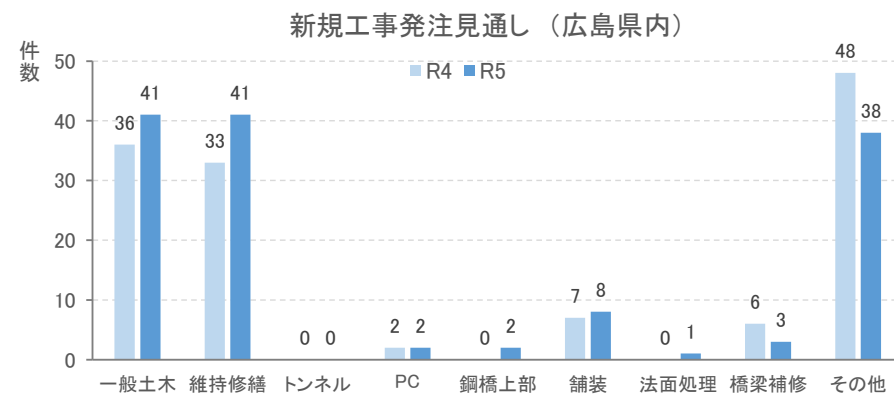
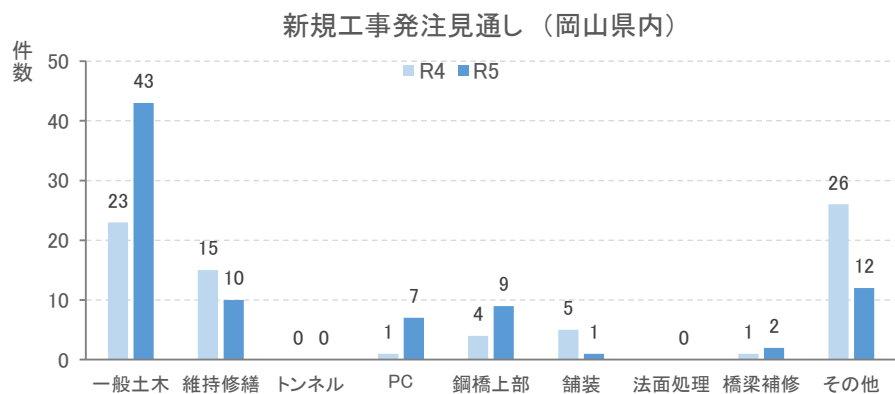
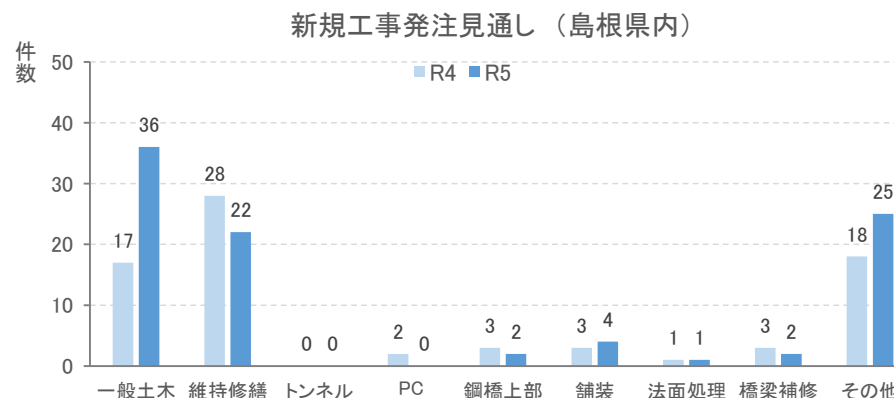
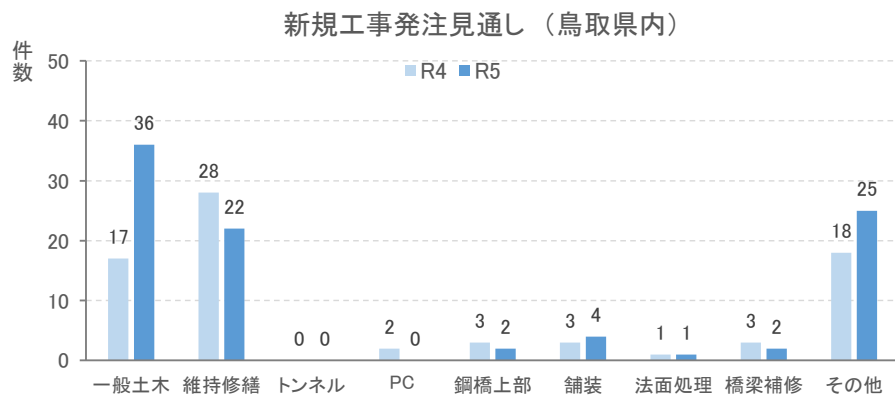


出典:中国地方整備局記者発表資料

1. 工事件数は「令和5年度早期発注見通し」「令和5年度発注見通しの公表について(令和5年度4月以降)」によるものである。
2. 工事件数は、発表時点での見込み数であり、今後、工事件数が変更となる場合がある。
3. 工種の「その他」には、造園、建築、木造建築、電気設備、暖冷房衛生、塗装、河川しゅんせつ、機械設備、通信設備、受変電設備を含んでいる。

令和5年度 新規発注見通し(中国地方整備局 県別)

○令和5年度の新規工事発注見通し(港湾空港部関係は除く)は、約480件を予定している。(公表済分)



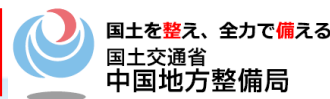
出典: 中国地方整備局記者発表資料

1. 工事件数は「令和5年度早期発注見通し」「令和5年度発注見通しの公表について(令和5年度4月以降)」によるものである。
2. 工事件数は、発表時点での見込み数であり、今後、工事件数が変更となる場合がある。
3. 工種の「その他」には、河川しゅんせつ、造園、塗装、建築、木造建築、機械設備、通信設備、電気設備、受変電設備、冷暖房衛生を含んでいる。

中国地方整備局管内の主な事業

中国地方の13の一級水系で「流域治水」による水災害対策を推進

事業推進



- 中国地方の一級水系全13水系で流域治水プロジェクトを策定・公表した。
- プロジェクトには、H30.7豪雨対応の高梁川水系における真備緊急治水対策プロジェクト(ハード, ソフト)の推進、芦田川水系及び江の川水系での内水対策に向けた雨水貯留施設の整備等の再度災害防止対策や、まちづくり面からの太田川水系における立地適正化計画の策定、天神川水系における霞堤の保全・有効活用等、また避難拠点として佐波川水系における災害復旧拠点施設の建設などが位置付けられている。
- これらの実現に向け、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する。

各水系の流域治水プロジェクト(主な取組内容 (イメージ))

令和5年3月末時点の取り組み内容であり、今後変更されることがあります。

凡例:
 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 被害対象を減少させるための対策
 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

江の川 堤防整備



江の川 雨水貯留施設の整備

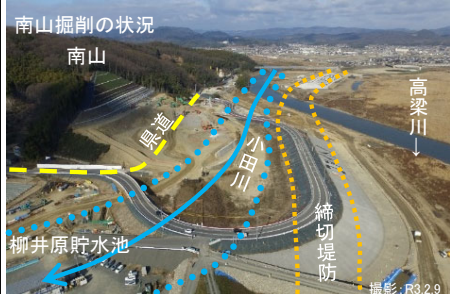


天神川 霞堤背後地の土地利用規制・誘導



高梁川 真備緊急治水対策プロジェクト

ハード: 小田川合流点付替え



ソフト: マイ・タイムライン等による防災教育

全市立小中学校で逃げキッドを教材に採用【倉敷市】
 ※西日本初の取組



佐波川 災害復旧拠点の整備

災害復旧拠点となる山口市新徳地総合支所イメージ図



太田川 立地適正化計画の作成・運用

災害リスクを考慮した計画策定およびリスクの低い地域への居住誘導等 (広島市、府中町)

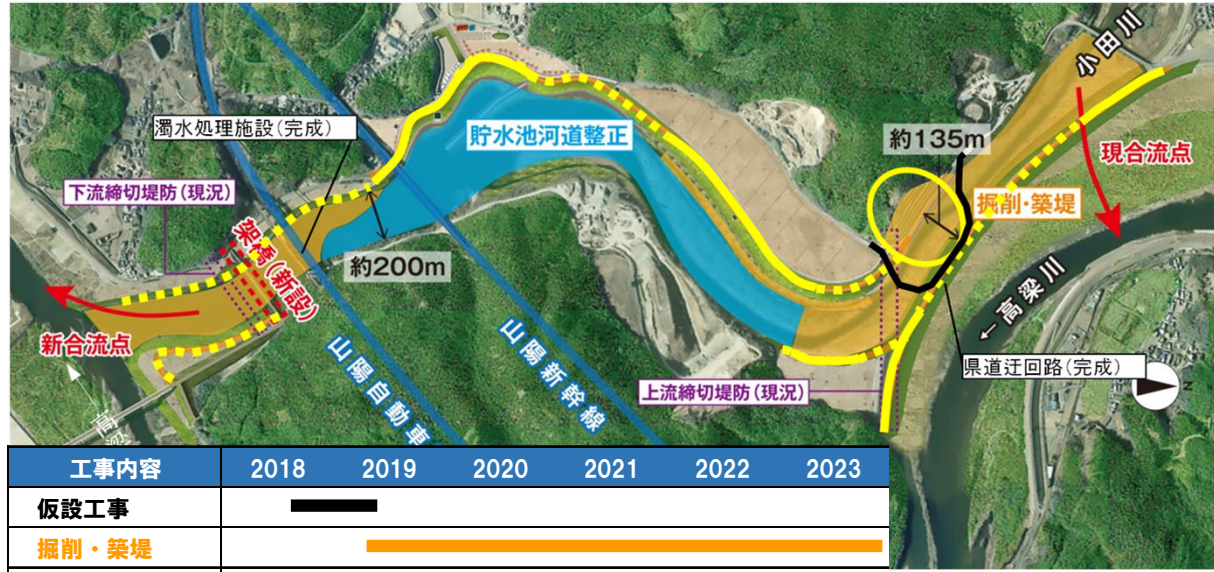


芦田川 雨水貯留施設の整備

雨水貯留施設の整備事例 (福山市蔵王町)

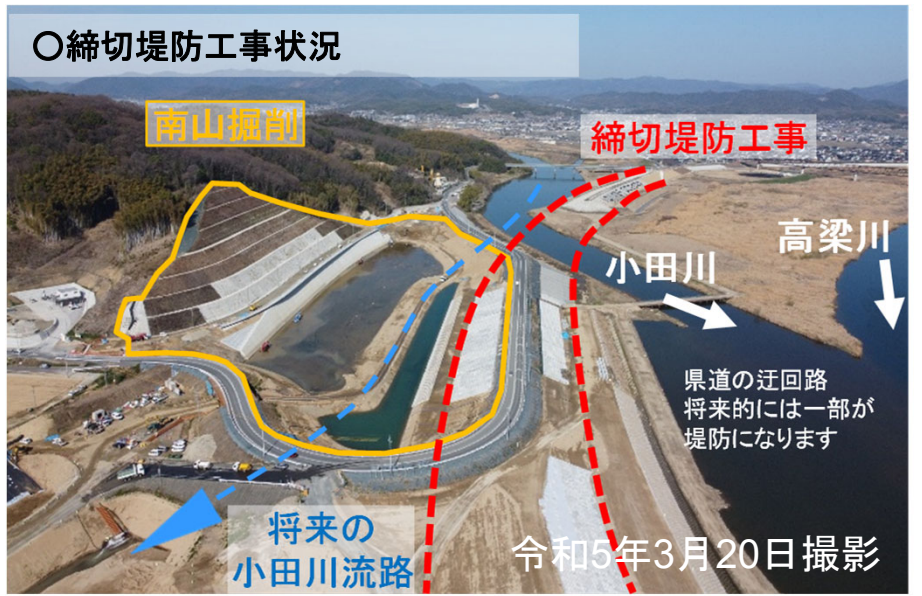


- 平成30年7月豪雨では、倉敷市真備町で約1,200ha、約4,600棟が浸水する甚大な被害が発生。
- 再度災害防止に向け、国・県・市が一体となり、真備緊急治水対策プロジェクトを推進中。
- 小田川合流点付替え事業については、令和5年度完成に向けて、現合流点の締切堤防や新合流点の掘削工事等を推進。

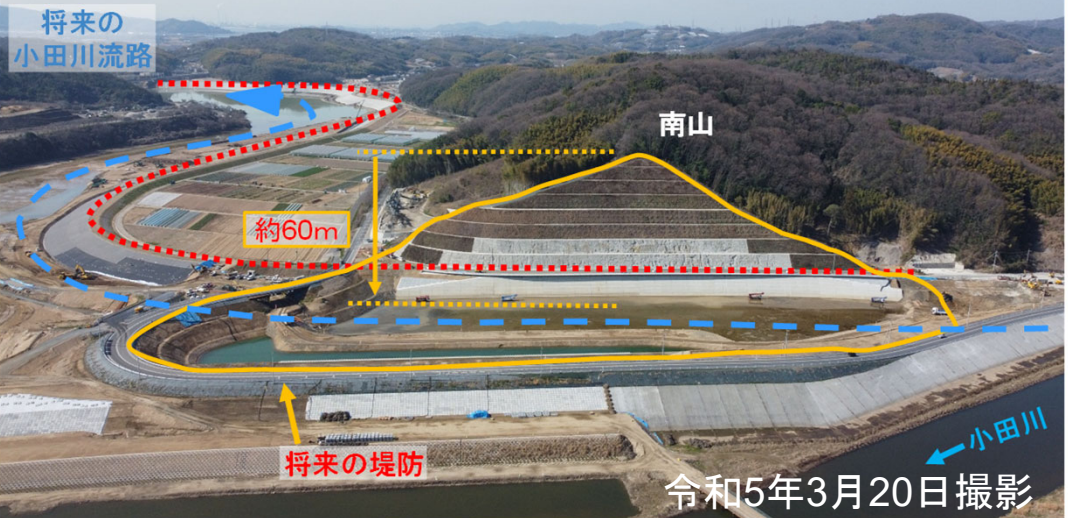


工事内容	2018	2019	2020	2021	2022	2023
仮設工事	■					
掘削・築堤		■	■	■	■	■
貯水池河道整治				■	■	■
橋梁架設			■	■	■	■

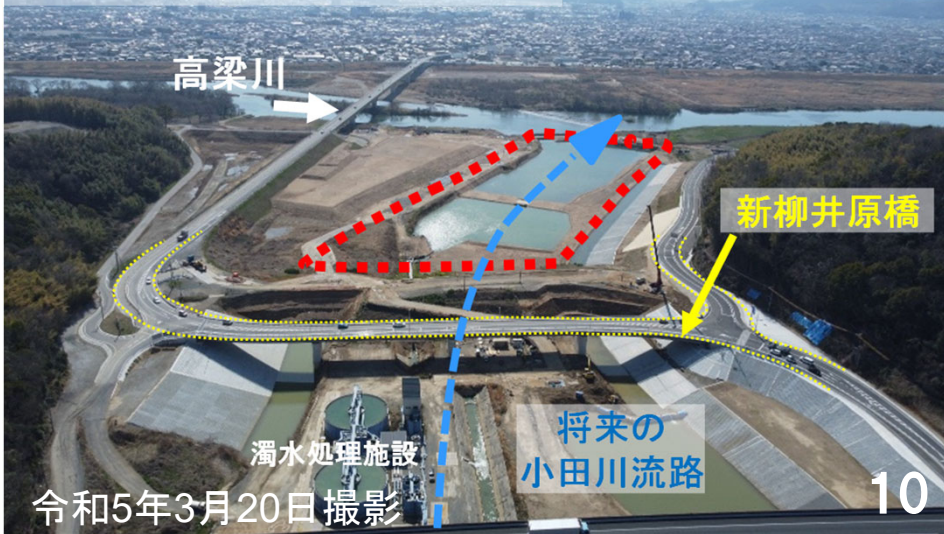
下部工 上部工



○南山掘削完了

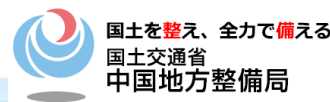


○新合流点の掘削工事状況



江の川水系 流域治水対策プロジェクトの推進

事業推進



- 江の川水系では、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨による洪水により甚大な被害が発生。
- 江の川上流域においては**特定都市河川指定**(R4.7.25)を行い、ハード整備の加速に加え、**流域における貯留、浸透機能向上を図るため、流域水害対策協議会を組織し、流域水害対策計画を早期に策定する。**
- 江の川中・下流域においては、まちづくりと河川整備が一体となった『**治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)**』を策定(R4.3.30)、各地区において地元住民と整備方針を協議・合意・決定することで、**将来世代まで住み続けられる地域を目指す。**

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

■ まちづくり事業と一体となった河川整備 谷地区 (川本町・島根県・国)

■ 高台移転による持続可能な集落の創出 港地区 (美郷町)

● 移転家屋

防災集団移転による移転先

被害対象を減少させるための対策

■ 土地利用規制について検討

区域内における建築行為及び開発行為に対し、居室の床面の高さを一定以上とすることや雨水流出抑制施設を設置すること等を求める条例を整備

□ 建築行為に関する浸水対策

- ・床上面高を防止するため、建築行為届出区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限します。
- ・基準となる高さは、エリアごとに設定します。【施行規則】

■ 居室の床面の高さ制限のイメージ



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 益田市では、「益田市自転車活用推進計画」に基づく新たなサイクリングコースの設定やレクリエーション等に活用できる水辺拠点の創出により、地域活性化を目指している。
- 国では、河川管理者としての支援である管理用通路や親水護岸等を整備する事業に令和5年度から着手する。
- 高津川を安全・快適に周遊できる新たなサイクリングコースを設定することにより、自転車による地域住民の健康増進が図られる。また、高水敷を利用したイベントや安全な水面利用が促進され、賑わい創出による地域振興が期待される。

新規サイクリングコース

水辺拠点の創出【やぶさめ公園付近】

水面利用 (イメージ)
1.管理用通路
2.高水敷整正
2.階段
3.案内板
4.張芝
5.サイクルスタンド

整備イメージ
カヌー、カヤック
マラソン大会、サイクリングイベント
散歩、散策、ランニング

水辺拠点の創出【豊田公民館付近】

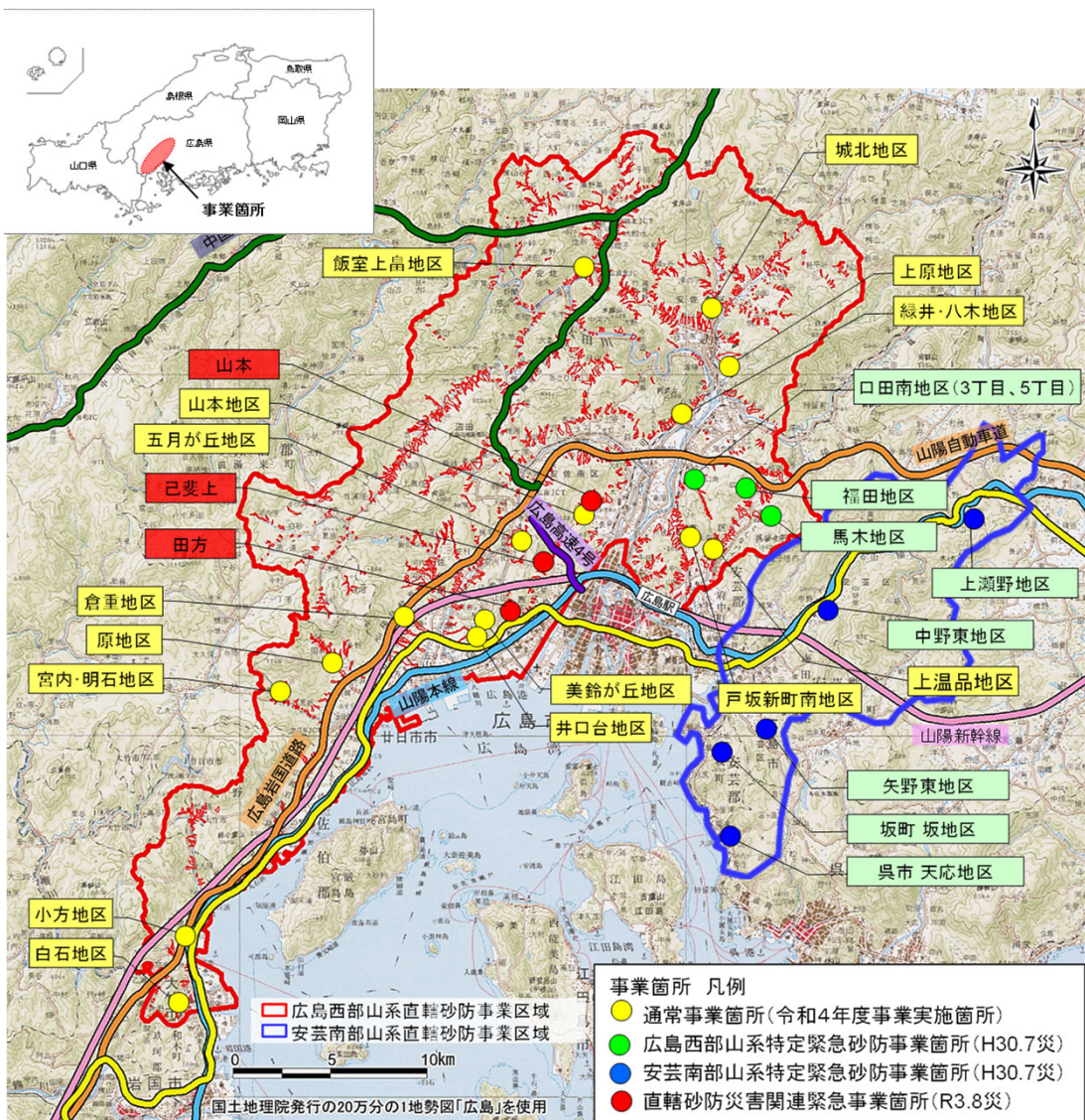
整備イメージ
豊田公民館
散歩、散策、ランニング、マラソン大会
サイクリング (イメージ)
サイクリストの休憩スポット

凡例

- 国整備
- 益田市整備



- 広島西部山系(広島市、廿日市市、大竹市)では、平成11年の広島豪雨災害を契機に、土砂災害から人命や資産及び主要交通網などを保全するために平成13年度より直轄砂防事業に着手。
- 平成30年7月豪雨災害では、広島県を中心に広域的な土砂災害が発生したことを受け、安芸南部山系を含めた範囲で特定緊急砂防事業として、8地区にて32基(R5.3末21基完成)の砂防堰堤を**令和5年度末の完成を目指して整備推進中。**
- 令和3年8月の大雨により土石流が発生した3地区では、6基(R5.3末1基完成)の砂防堰堤整備を実施中。



◆平成30年7月豪雨災害箇所の砂防堰堤整備状況



◆令和3年8月の大雨による被害状況

広島県広島市西区田方(土石流)
 <人的被害なし・全壊1軒、半壊2軒>



広島県広島市安佐南区山本(土石流)
 <人的被害なし・一部損壊2軒>



◆砂防堰堤の整備状況 (R3災害箇所)



中国地方における高規格幹線道路の整備状況

高規格幹線道路のミッシングリンク解消

○中国地方における高規格幹線道路の整備率は約88%、**山陰道の進捗率は全線で約55%**。

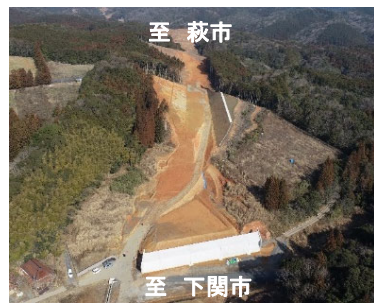
山陰道の整備率

山陰道全体	208	／	約380km	約55%
うち鳥取県	75	／	89km	84%
うち島根県	113	／	約181km	約62%
うち山口県	20	／	約110km	約18%

※ R5.4.1時点

山陰道:事業中箇所

【鳥取県】北条道路
【島根県】出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路、大田・静間道路、静間・仁摩道路、福光・浅利道路、三隅・益田道路、益田道路(久城～高津)、益田西道路、益田・田万川道路
【山口県】木与防災、大井・萩道路、三隅・長門道路、俵山・豊田道路



俵山・豊田道路



三隅・益田道路



静間・仁摩道路



北条道路

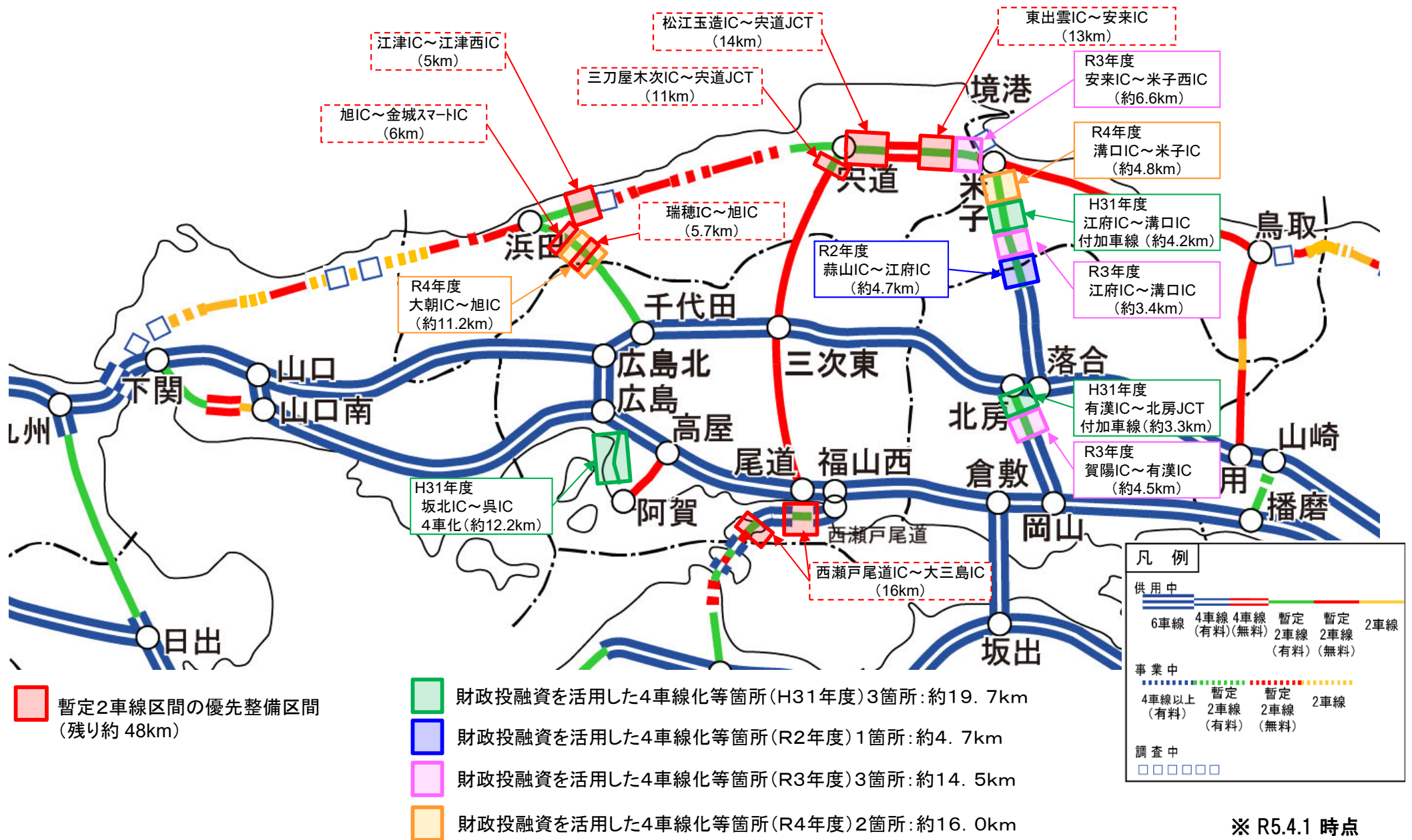


凡例	
高規格幹線道路	
	: 開通区間 (一般部等含む)
	: 事業中区間
	: 調査中区間

○ ミッシングリンク

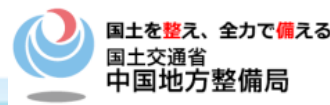
暫定2車線区間の4車線化

○中国地方では、有料暫定2車線区間 約196kmのうち、約55kmを事業化



山陰道 静間・仁摩道路、大田・静間道路

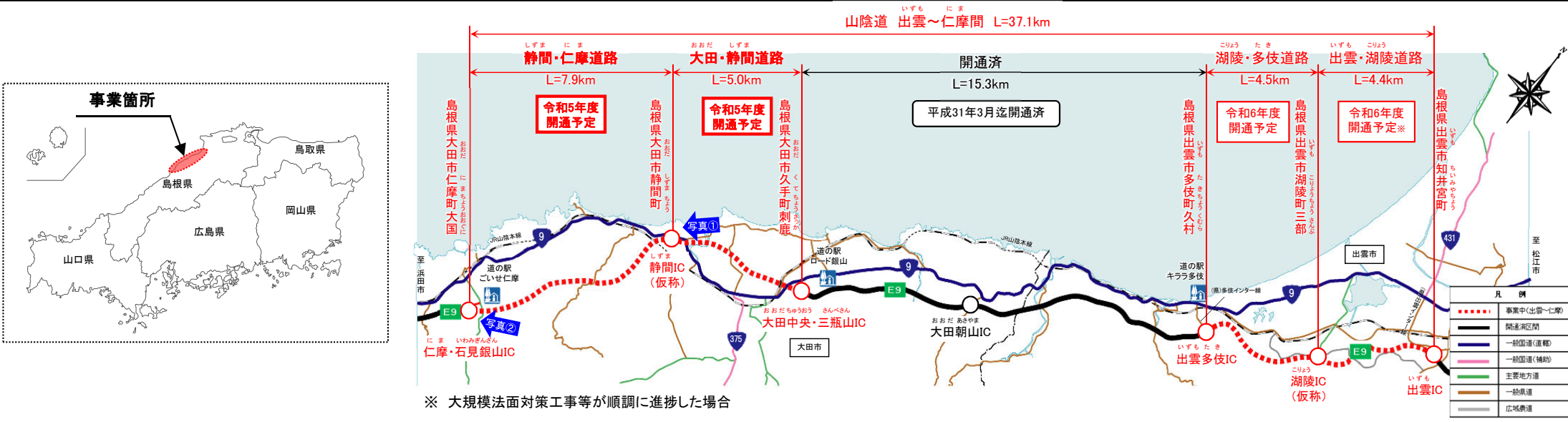
開通予定



○山陰道 静間・仁摩道路、大田・静間道路は、島根県の東西の連絡性の強化、災害発生時の代替路の確保、現道の急カーブや急勾配箇所の回避等を目的とした自動車専用道路である。

○令和5年度の開通に向けて、改良工事、舗装工事、道路附属物設置工事等を推進する。

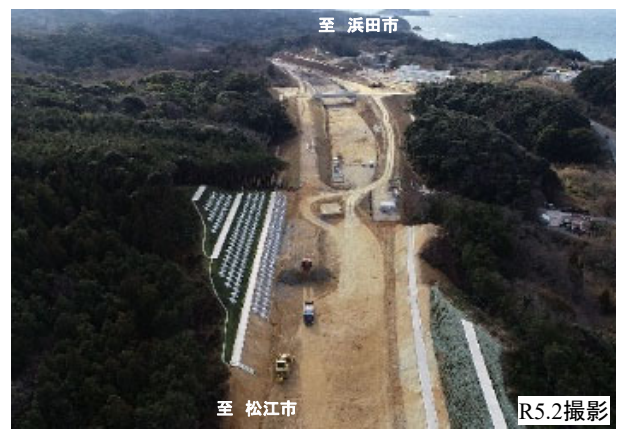
○令和3年8月、出雲市多岐地区において、地すべりに伴う国道9号の全面通行止めが発生したが、国道9号に並行して整備した山陰道が代替路として有効に機能した。山陰道の整備により災害発生時の代替路が確保され、大幅な迂回の解消が期待される。



※ 大規模法面対策工事等が順調に進捗した場合



【写真②】静間・仁摩道路 仁摩・石見銀山IC付近の施工状況



【写真①】大田・静間道路、静間・仁摩道路静間IC(仮称)付近の施工状況

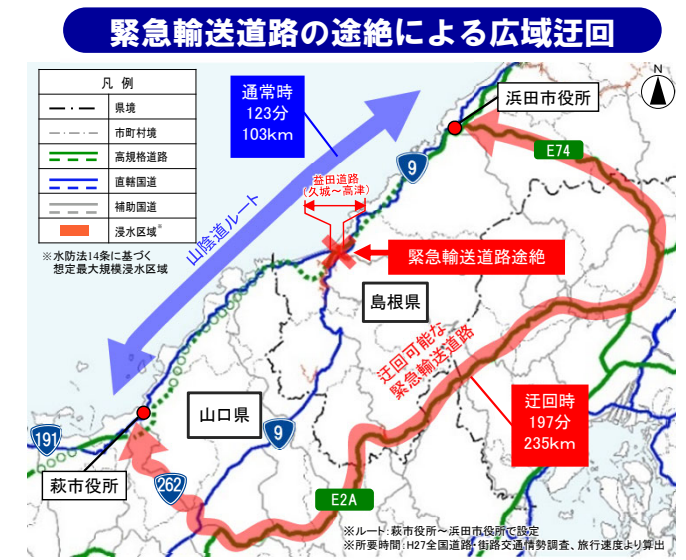
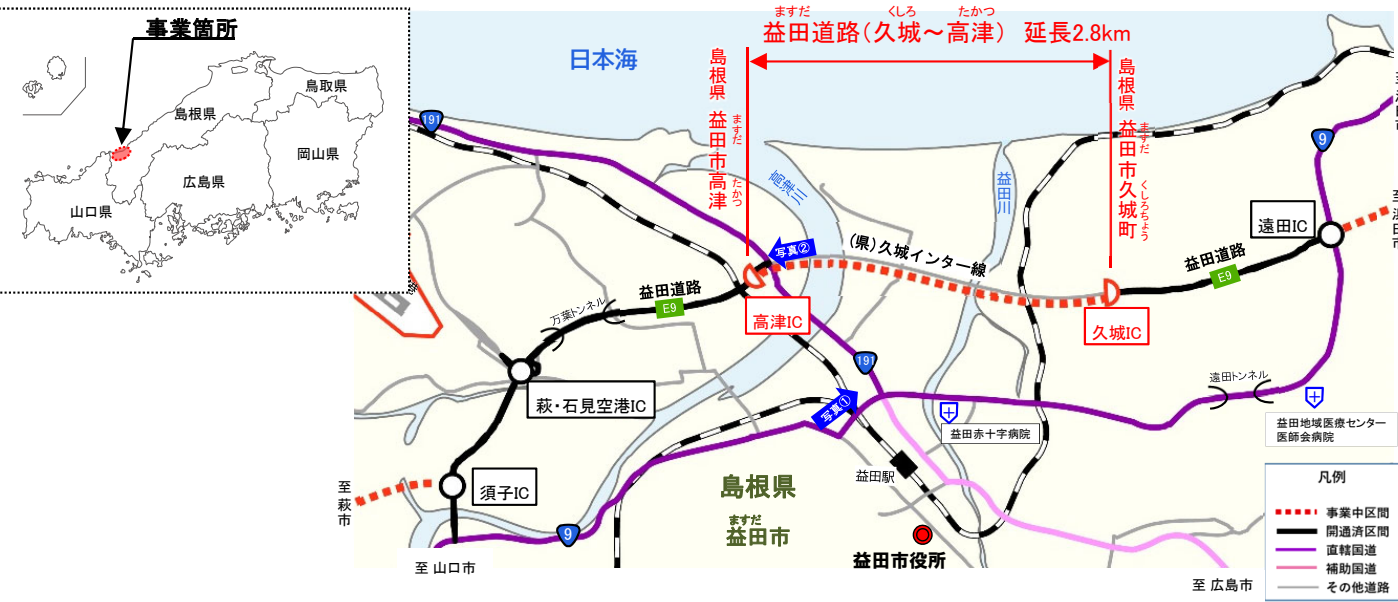


※平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査の混雑時旅行速度より算出。
○出雲～大田間: 渡橋北交差点(出雲)～和江漁港入口交差点(大田)

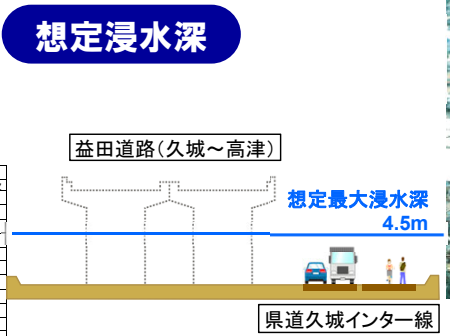
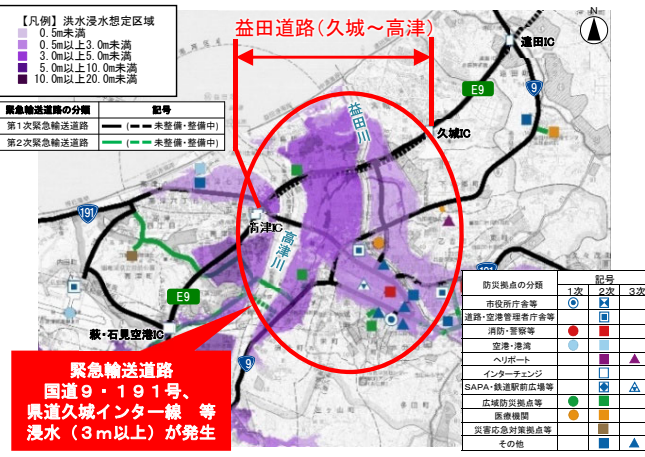
○国道9号及び国道191号は、緊急輸送道路に指定されている重要な幹線道路であるが、高津川及び益田川の洪水浸水想定区域に位置しており、災害発生時に途絶した場合、代替路がなく広域迂回を強いられる。

○山陰道 益田道路(久城～高津)の整備により、災害に対して信頼性の高い道路ネットワークの確保が期待される。

○令和5年度は調査設計に着手予定。



高津川、益田川洪水浸水想定区域

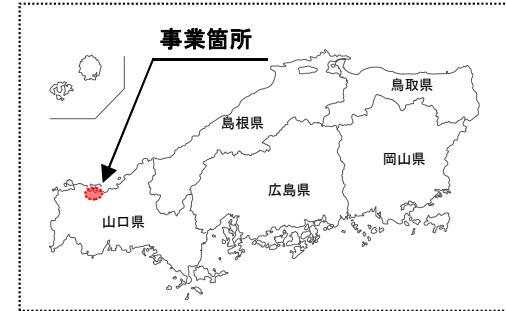


【写真①】昭和58年7月豪雨の浸水状況



【写真②】高津IC交差点の洪滞状況

- 山口県北部は、萩市の世界遺産や長門湯本温泉など、観光地が多い地域であるため、三隅・長門道路の整備により、周遊観光ネットワークが形成され、観光拠点へのアクセス性、速達性の向上が期待される。
- 令和4年7月に計画段階評価手続きを完了し、ルート帯を決定。令和5年2月に都市計画決定、令和5年3月に新規事業採択時評価を行い、令和5年度新規事業化。
- 令和5年度は調査設計に着手予定。



資料：令和3年山口県の宿泊者及び観光客の動向（山口県観光政策課）
所要時間：H27全国道路・街路交通情勢調査、旅行速度より算出
【現況】現道利用
【整備後】三隅・長門道路利用やその他事業中の区間を利用
(完成2車線区間は80km/h、暫定2車線区間は70km/hで算出)

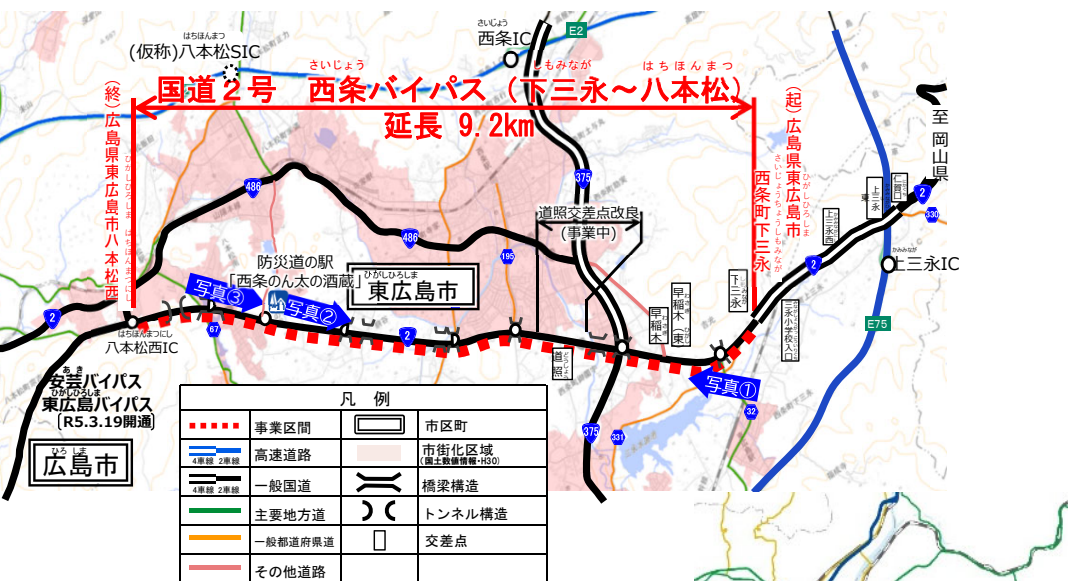
【下関市～長門市の観光拠点(仙崎)までの所要時間】
現況：約83分
→整備後：約67分(約16分短縮)

一般国道2号 西条バイパス(下三永～八本松)

新規着手

国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

- 東広島市内では、多くの企業立地・増設が盛んな状況にあり、特に自動車産業が盛んで、広島市の完成工場に向けて東広島市からトラックが自動車部品を輸送している。
- 一般国道2号東広島バイパス・安芸バイパス(開通延長10.0km)が令和5年3月19日に開通し、さらに西条バイパス(下三永～八本松)の4車線化により、物流の効率化等が見込まれ、地域産業・経済活動の支援が期待される。
- 令和5年度は調査設計に着手予定。



【写真①】国道2号の渋滞状況

【写真②】国道2号の渋滞状況



【写真③】国道2号の渋滞状況



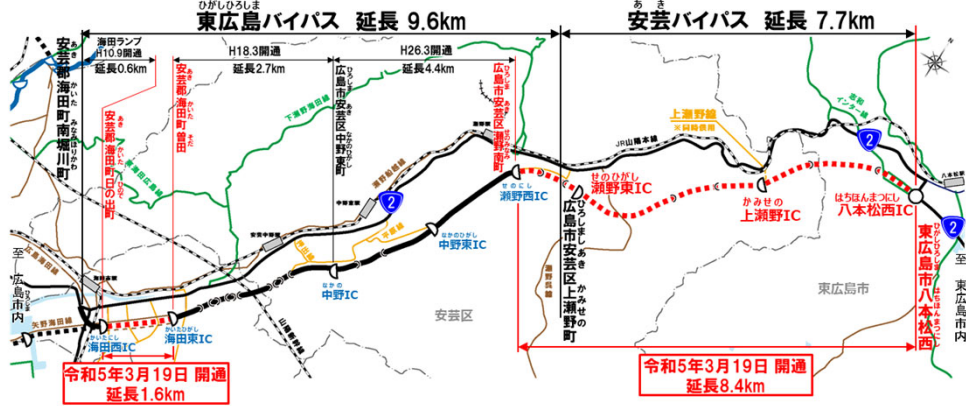
- 令和5年3月19日(日)、一般国道2号東広島バイパス・安芸バイパス(開通延長10.0km)の開通式典を開催。
- 東広島・安芸バイパスは、交通混雑の緩和、物流の効率化、空港アクセスの向上、災害時のリダンダンシー確保などに寄与する。
- 事業の完成を祝い、斉藤国土大臣、関係国会議員、広島県知事、広島市長、東広島市長、海田町長をはじめ、約220人が出席し、開通式典、祝賀行事が執り行われ、17時30分に一般開放した。



事業概要 (東広島・安芸バイパス)

東広島バイパス
○事業着手：昭和50年度～
○全体事業費：約1240億円

安芸バイパス
○事業着手：平成7年度～
○全体事業費：約680億円



開催概要

【開催日】令和5年3月19日(日) 14時30分～
 【式典会場】海田町立海田中学校
 【参加人数】約220名
 【共催】広島県、広島市、東広島市、海田町、中国地方整備局

祝賀行事



海田鼓童子による和太鼓演奏



八本松中学校によるギター・マンドリン演奏



テーブルカット・くす玉開披



瀬野東中学校による吹奏楽演奏



陸上自衛隊 第13音楽隊によるファンファーレ演奏



車両パレード状況

<来賓祝辞>



新谷 衆議院議員



寺田 衆議院議員



空本 衆議院議員



平林 衆議院議員



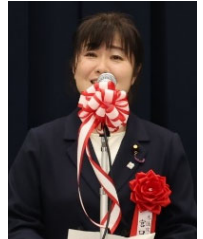
日下 衆議院議員



宮沢 参議院議員



森本 参議院議員



宮口 参議院議員



三上 参議院議員

<主催者挨拶>



斉藤 国土交通大臣



湯崎 広島県知事

<期待のことば>



池田 広島商工会議所会頭



松井 広島市長

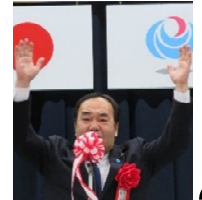


高垣 東広島市長



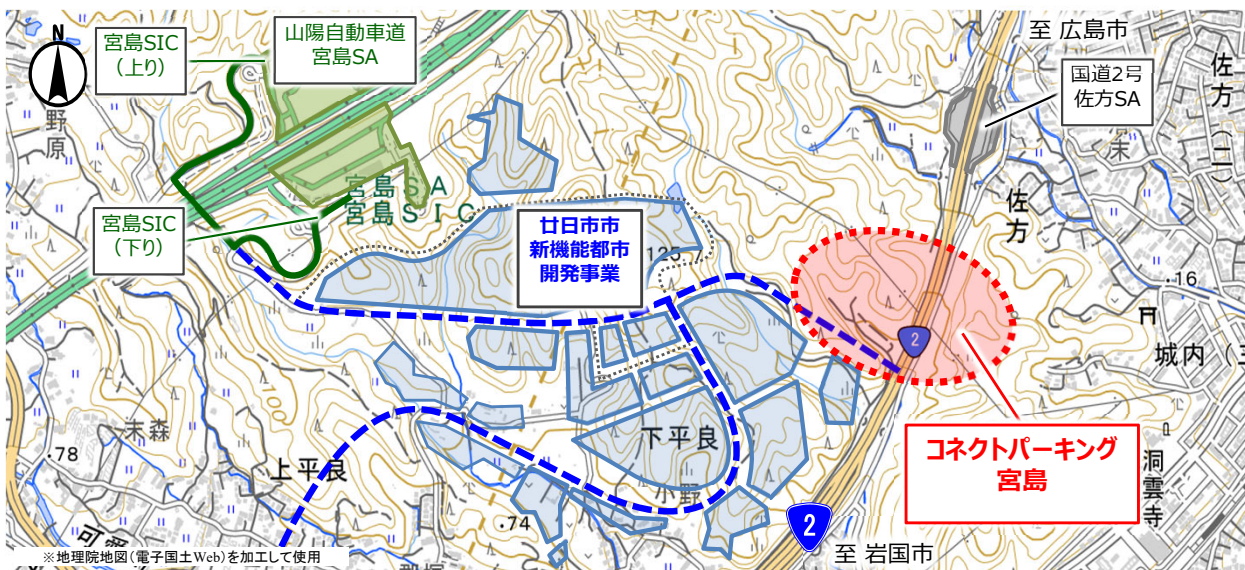
西田 海田町長

<万歳三唱>



中本 広島県議会議長

- 2024年4月から「自動車運転業務における時間外労働時間の上限規制」が適用され、輸送能力の不足等の問題が発生する恐れ。
- 一般国道2号コネクトパーキング宮島は、物流関連車両の中継輸送拠点を整備することで、物流事業者の中継輸送の利用促進を支援し、物流の効率化やトラックドライバーの労働環境の改善、更には新たな労働力の確保等、物流の2024年問題の対策の一助となることが期待される。
- 令和5年度は調査設計に着手予定。



物流の2024年問題

- **2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限(休日を除く年960時間)規制※が適用。**
※ 違反すると企業に対し6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 荷待ち時間減少などの対策を行わなければ、約14.2%(4.0億トン)の輸送能力が不足するとの試算もある。

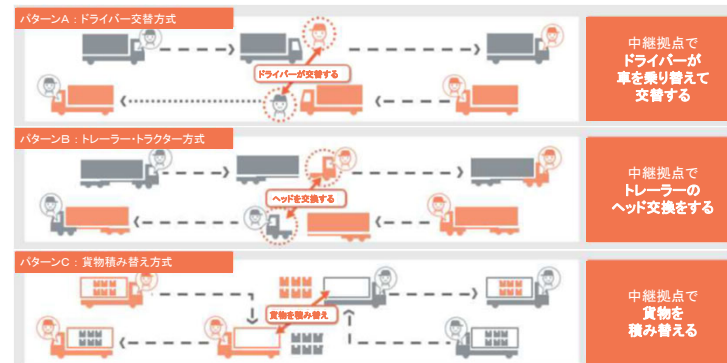
(出典)持続可能な物流の実現に向けた検討会

機能イメージ

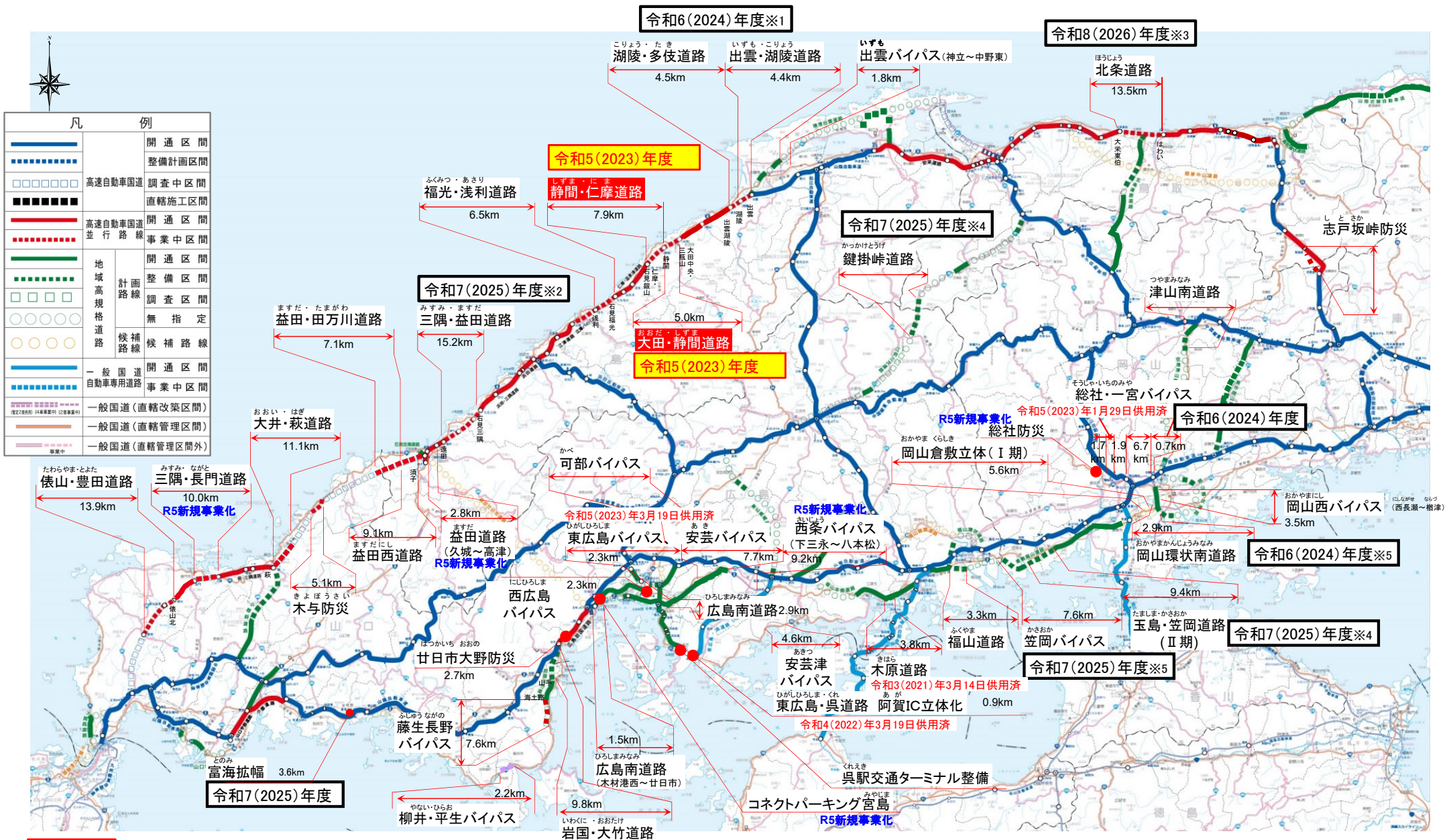
コネクトパーキング宮島の機能	
中継機能	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 (30マス) ・中継作業スペース
休憩機能 面積:約2,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・休憩所 (待機スペース・情報提供機能) ・その他 民間のノウハウを活用した施設

等

中継輸送イメージ



道路事業の開通見通し

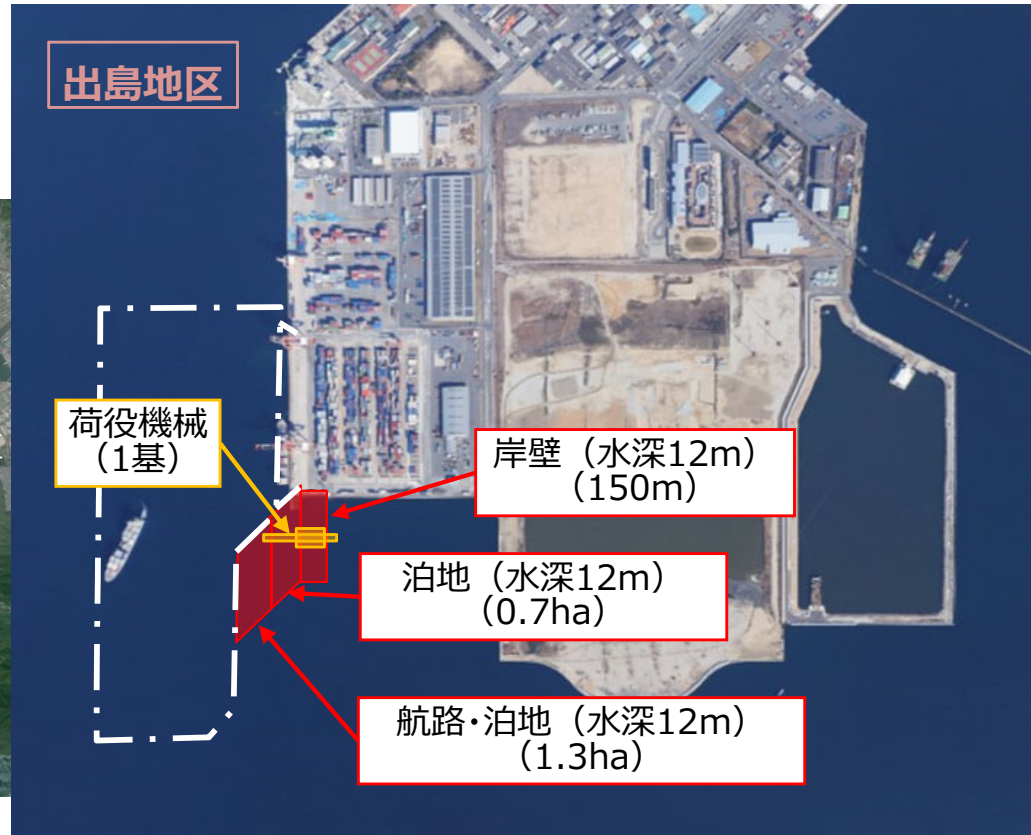
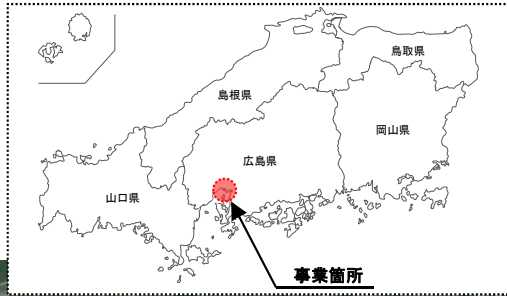


開通見通し

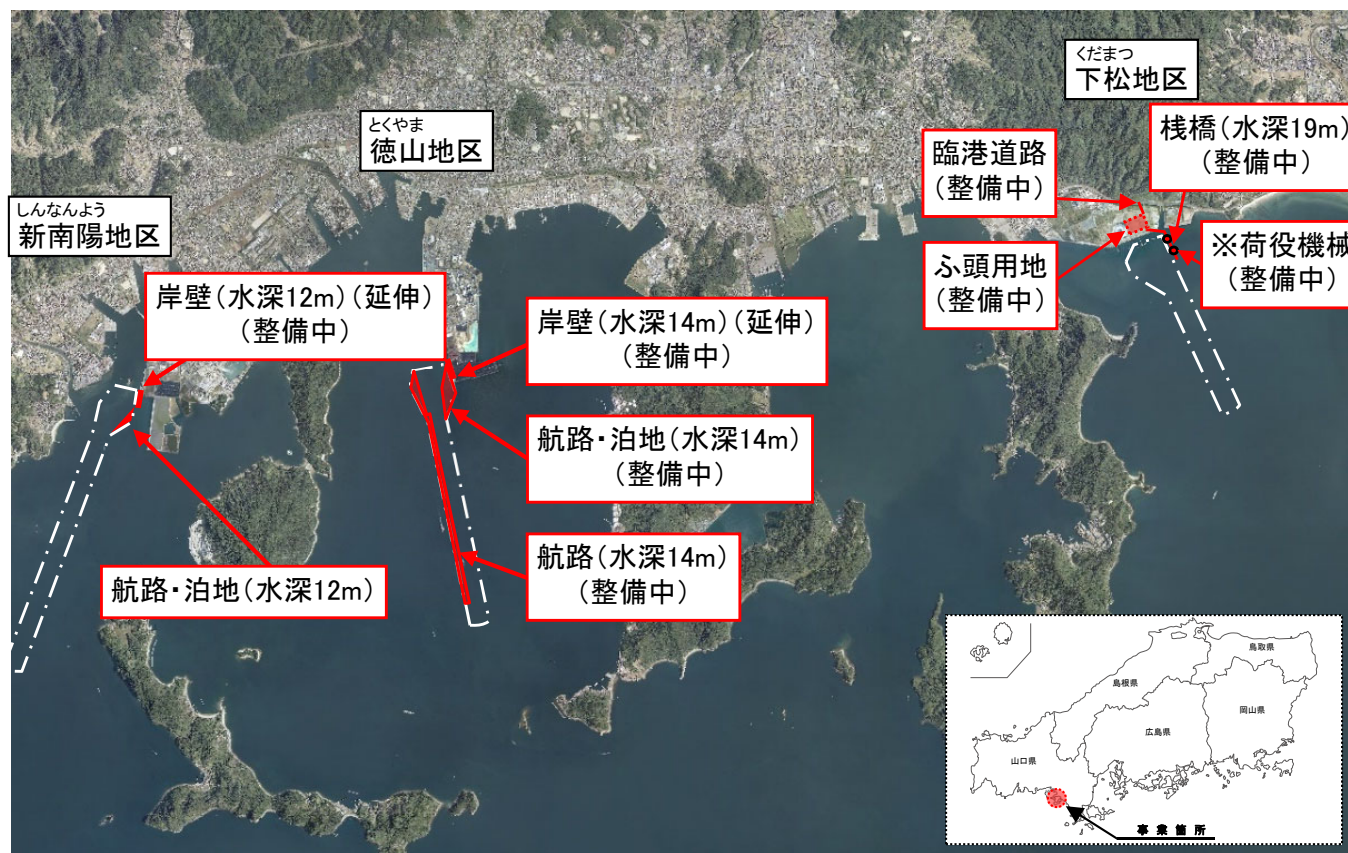
- ※1 大規模法面対策工事等が順調に進捗した場合
- ※2 大規模橋梁工事等が順調に進捗した場合
- ※3 用地買収・埋蔵文化財調査及び大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合
- ※4 トンネル工事・大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合
- ※5 大規模橋梁工事・軟弱地盤対策工事等が順調に進捗した場合

令和5年4月1日時点

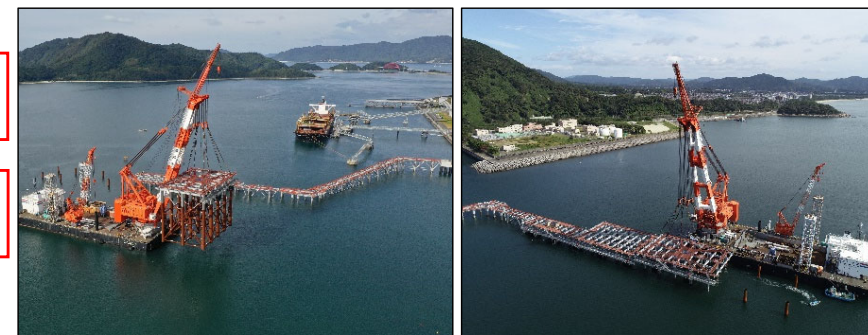
- 広島港は、背後に立地する自動車産業をはじめとする製造業の物流を支える拠点となっている。
- 国際コンテナターミナルを有する出島地区において、**令和4年度から岸壁延長の不足に対応したターミナル整備を行っており、中国・韓国航路のコンテナ船の大型化や東南アジア航路の新規就航を可能とする**ことで、背後企業のサプライチェーンが強靱化され、国内外の生産拠点間の安定的な物流網の確保が図られる。
- また、自動車部品その他、産業機械、紙・パルプ、製造食品等の安定した取り扱いが可能となり、地域産業の振興が図られるとともに、企業の更なる新規立地・投資の促進が期待される。
- 令和5年度は、岸壁(水深12m)の基礎工事および本体工事(ケーソン製作)を推進する。**



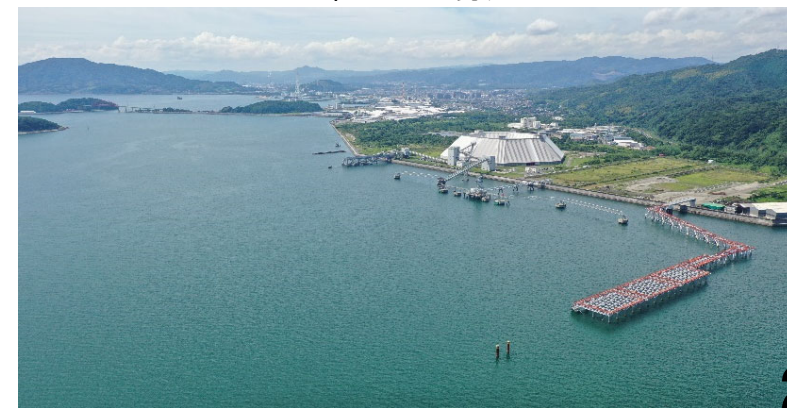
- 徳山下松港は、西日本に立地する火力発電所や鉄鋼、製紙、化学工業等で発電燃料に用いられる石炭の輸入拠点として重要な役割を果たしており、国際バルク戦略港湾(石炭)に選定(平成23年5月)され、さらには「特定貨物輸入拠点港湾(石炭)」に指定(平成30年2月)された。
- 一方、石炭を輸入する企業が利用する既存ターミナルは、大型船に対応しておらず、積荷調整による非効率な輸送を余儀なくされている。このため、**平成28年度から下松地区、徳山地区および新南陽地区において、大型船に対応した岸壁等の整備を推進している。**
- 本事業により、**企業間連携による大型石炭運搬船を活用した共同輸送の進展への対応が可能**となり、地域産業の安定・発展や国際競争力の強化が図られるとともに、西日本地域の石炭輸入拠点となり、安定的かつ安価な輸送の実現や大規模災害時における物資輸送機能の維持に寄与する。
- 令和5年度は、下松地区棧橋(水深19m)の本体工事等を推進する。**



下松地区棧橋の施工(ジャケッ付)状況



下松地区の現況



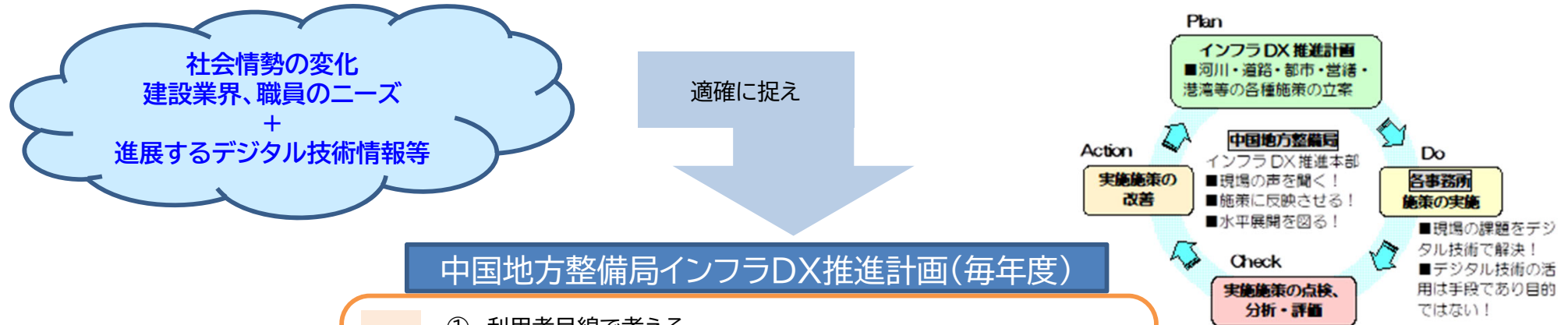
【令和4年11月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	<1年目> 令和2年度第3次補正等		<2年目> 令和3年度補正等		<3年目> 令和4年度第2次補正		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね 15兆円程度 （うち国費は 7兆円台半ば）	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.37兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	事業規模 約9.6兆円 （うち国費 約5.0兆円） 約6割強
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約1.79兆円	約1.14兆円	事業規模 約7.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.47兆円	約0.29兆円	事業規模 約1.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	事業規模 約0.2兆円

- (注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。
 (注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

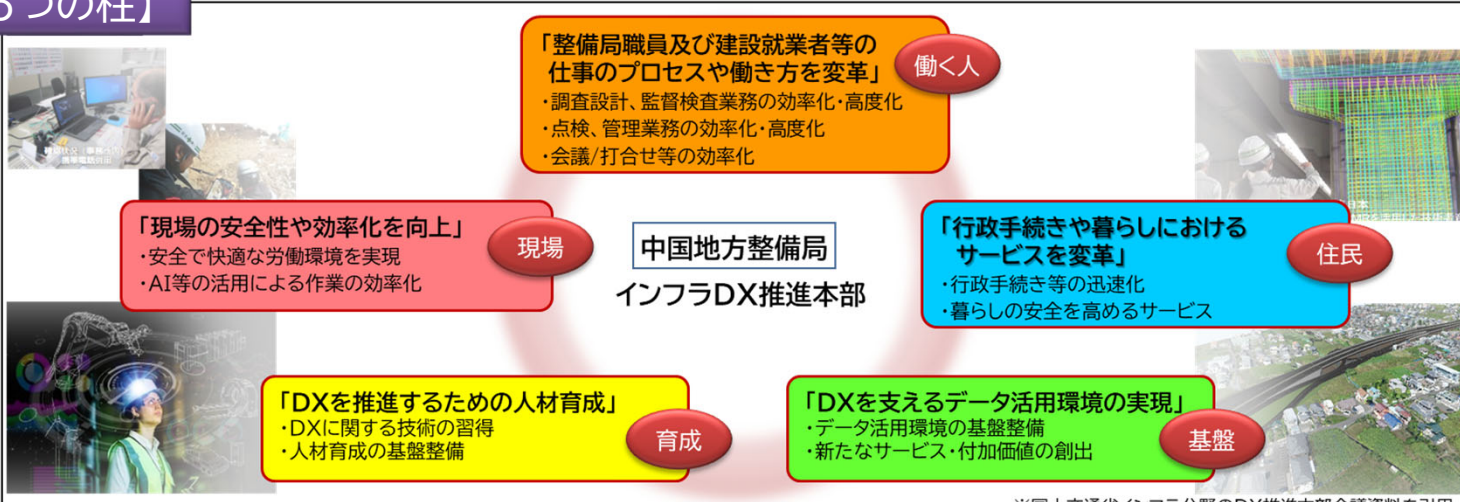
建設業の生産性向上と働き方改革 による魅力向上

1. 「中国ブロックにおける社会資本整備重点計画」の重点目標でもあるインフラ分野のDXを2022(R4)からスタート。
2. **社会情勢の変化、建設業界及び整備局職員のニーズ**を適確に捉え、**急速に進展するデジタル技術を踏まえ、毎年度推進計画を策定**し各種施策を推進。
3. 推進計画に位置づける個別施策については、**本部会議(本部長:局長)で点検、分析・評価、改善しつつ推進**。
4. DXの各取組は「**5つの柱**」に分類整理し、常に**アウトカムを意識した、取組姿勢を基本に積極推進**。



- 取組姿勢
- ① 利用者目線で考える
 - ② 分野を超え、制度見直しも視野
 - ③ 関係者を巻き込む
 - ④ 小さく始めて改善を繰り返す(先ずは、職員の業務改善から)
 - ⑤ 失敗を恐れない

【5つの柱】



※国土交通省インフラ分野のDX推進本部会議資料を引用

- 中国地方整備局インフラDX推進計画に基づき、**50の取組を現場や事業執行場面で実践**した。
- このうち、**行政PCのDX化**により、職員が在宅及び出張等で不在となる場合においても、**何時でも何処でも決裁処理が可能**となったほか、会議の**ペーパーレス化等の効果を実感**できている。
- また、**BIM/CIMモデル及びデジタル境界確認を活用した地元説明会**では、**事業に対する理解度向上**や**参加者の安全確保**に繋がるなど**住民からは高評価**が得られている。
- 一方で、**ICT施工の拡大**においては、**未経験企業の活用拡大継続**、**BIM/CIM**においては、**3次元データの後段階への情報の引継ぎ**などの**課題**も出ている。

土地境界確認と設計説明(幅杭)の実施状況

【土地境界確認】

ドローンと360度カメラを活用して現地を**3次元映像**で再現し、土地の境界を確認いただきました！



▲土地境界確認の様子



▲従来の土地境界確認の様子

隣接との土地境界はここで間違いありませんか？

【設計説明(幅杭)】

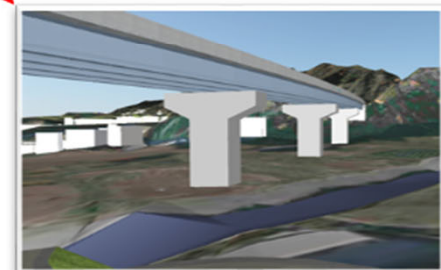
3次元映像とCIMモデルを活用し、設計説明及び幅杭の説明をしました！

▼設計説明の様子



ここに新しい道路ができます。家屋から見える橋梁の高さはこれくらいです。

イメージ
しやすいですね



▲作成したCIMモデル



中国地方整備局インフラDX推進計画(2022)

5つの柱 / 11メニュー / 50取組

遠隔臨場、ドローンを活用したダム管理、行政PCのDX化、ICT施工、デジタル境界立会、3次元点群データ共有PF、VR橋梁点検、DXセンター整備 etc..

適確に捉え

計画的に実施



中国地方整備局インフラDX推進計画(2023)

- **i-Construction拡大・深化**(ICT拡大、BIM/CIM活用定着)
- **3次元点群データ共有プラットフォームの試行運用開始**(広島県連携)
- **点検の効率化取組の拡大**(AI感知による冬タイヤ自動判別、画像を用いた点検の効率化等 20取組)
- **人材育成強化の継続**(DXセンター運用開始、VR橋梁点検講習)

5つの柱 / 11メニュー / **60取組**

柱	メニュー	取組数
I. 整備局職員及び建設業者等の仕事のプロセスや働き方を変革 【働く人】	1. 調査設計、監督検査業務の効率化・高度化	7(5)
	2. 点検、管理業務の効率化・高度化	20(13)
	3. 会議/打合せ等の効率化	4(3)
II. 建設現場の安全性や効率性を向上 【現場】	4. 安全で快適な労働環境の実現	5(5)
	5. AI等の活用による作業の効率化	2(2)
III. 行政手続きや暮らしにおけるサービスを変革 【住民】	6. 行政手続き等の迅速化	4(4)
	7. 暮らしの安全を高めるサービス	3(3)
IV. DXを支えるデータ活用環境の実現 【基盤】	8. データ活用環境の基盤整備	8(9)
	9. 新たなサービス・付加価値の創出	1(1)
V. DXを推進するための人材育成 【育成】	10. DXに関する技術の習得	4(3)
	11. 人材育成の基盤整備	2(2)

() 数字 : 中国地方整備局インフラDX推進計画2022の取組数

取組実施上の課題等(代表取組)

- ◆ **i-Construction**
 - ・ICT未経験企業へのアプローチ
 - ・BIM/CIM原則適用への対応
 - ・遠隔臨場の拡大
- ◆ **働く人**
 - ・行政PCのDX化
 - ペーパーレス化
- ◆ **現場**
 - ・マルチビームクラウド処理システム
 - 各海域への拡大
- ◆ **住民**
 - ・デジタル境界確認
 - コスト縮減
- ◆ **基盤**
 - ・3次元点群プラットフォーム
 - オープンデータ化
 - データ・システムの運用、利活用
- ◆ **育成**
 - ・効果的・戦略的な人材育成の継続

- ① **社会情勢の変化**
- ② **建設業界**、③ **職員のニーズ**
- +
- ④ **進展するデジタル技術情報等**

社会情勢の変化等

- ① **社会情勢の変化**
 - ・担い手確保
- ② **建設業界**
 - 生産性向上研究会
 - ・ICTサポート
 - ・連携、役割分担し各種取組推進
- ③ **職員ニーズ**
 - ・入札契約手続きの省力化等
- ④ **進展するデジタル技術**
 - ・民間開発の点検技術(トンネル、橋梁)の活用
 - ・AI感知システムによる高度化
 - ・冬タイヤ自動判別装置



○ 推進計画策定以降、本格的に事業執行や維持管理で適用した技術や新たに要領等が定められたことで採用した技術など、**11取組**を推進計画に**追加**。

デジタル配筋確認

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

ステレオカメラ等 受注者1名
エコーカメラ
画像解析と遠隔臨場で確認。
画像解析と遠隔臨場で確認。
受注者管理員 ウェアラブルデバイス等 (映像・音声) 画像解析等による計測を遠隔で確認する

AI感知道路監視

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

道路監視員+AI感知システムによる監視
松江道 21k890L 札幌峠北
トラック
広島県庄原市口和野町地谷
現在の取組:AI感知システムにより車両停止を検知し、道路監視員に通知(例:冬期におけるスタック監視)

VR橋梁点検支援

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

VR技術を活用した橋梁点検講習会(VR橋梁点検支援ツール)
点検講習が可能
座学
VR実習
事前準備は表示用モニターのみ
移動時間の省略による研修時間の短縮
天候による制約の解消
現地での安全対策が不要に

道路構造物点検 (画像解析)

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

カメラ搭載した車両を走行しながら撮影し、その画像をから変状展開図を作成する。
カメラ搭載した車両を走行しながら撮影し、その画像をから変状展開図を作成する。

橋梁点検(UAV画像解析)

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

点検支援技術を活用した点検(UAV+画像解析)
ドローン撮影
オルソモザイク画像
グット撮影
AIによるひび割れ検知
点検方法:ドローンやロボットカメラによる撮影
記録:オルソモザイク画像による損傷図作成
損傷発見・画像解析、AI技術によるひび割れ状況確認
その他:遵守度合いにより、打音調査や叩き落としを実施

衛星SAR

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

干渉SAR時系列解析結果(南行軌道の事例)
地すべりブロック
両軌道の結果から被災前の斜面変動の予兆の把握が可能か分析を行う

遠隔臨場(港湾)

固定カメラ
ウェアラブルカメラ
施工状況の確認
指定材料の運搬 (守法確認(防犯目的))
映像データをリアルタイムに配信・記録
※記録データは、工事完了時提出。途中、監督員から請求があった場合は提示。
音声通話
機上にて、承認・確認等の監督業務が可能に!!!
必要に応じて確認又は対応を指示
監督員等
対応時間は自身体との状況に応じて
確認・やり取り

埋設物3次元化

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

3次元データ化による地下埋設物の把握
マイクロ波地中探査での取得データ
平面図
縦断面図
横断面図
3D設計データ

冬タイヤ自動判別

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

自動判別装置による冬タイヤチェック
判別装置を使ったタイヤチェック
冬タイヤ装着車
判別装置
誘導員
ノーマルタイヤ
※タイヤチェックを省略化

道路基盤地図

働く人 現場 住民
◎ ○ ○

道路基盤地図による道路管理の効率化や道路利用者へのサービス向上
道路基盤地図情報
道路管理情報の統合管理による情報の共有化
上乗せ情報
道路基盤地図情報(電子化データ)
道路基盤データ
道路基盤データの活用

AIチャットボット 「問合わせ」のDX化

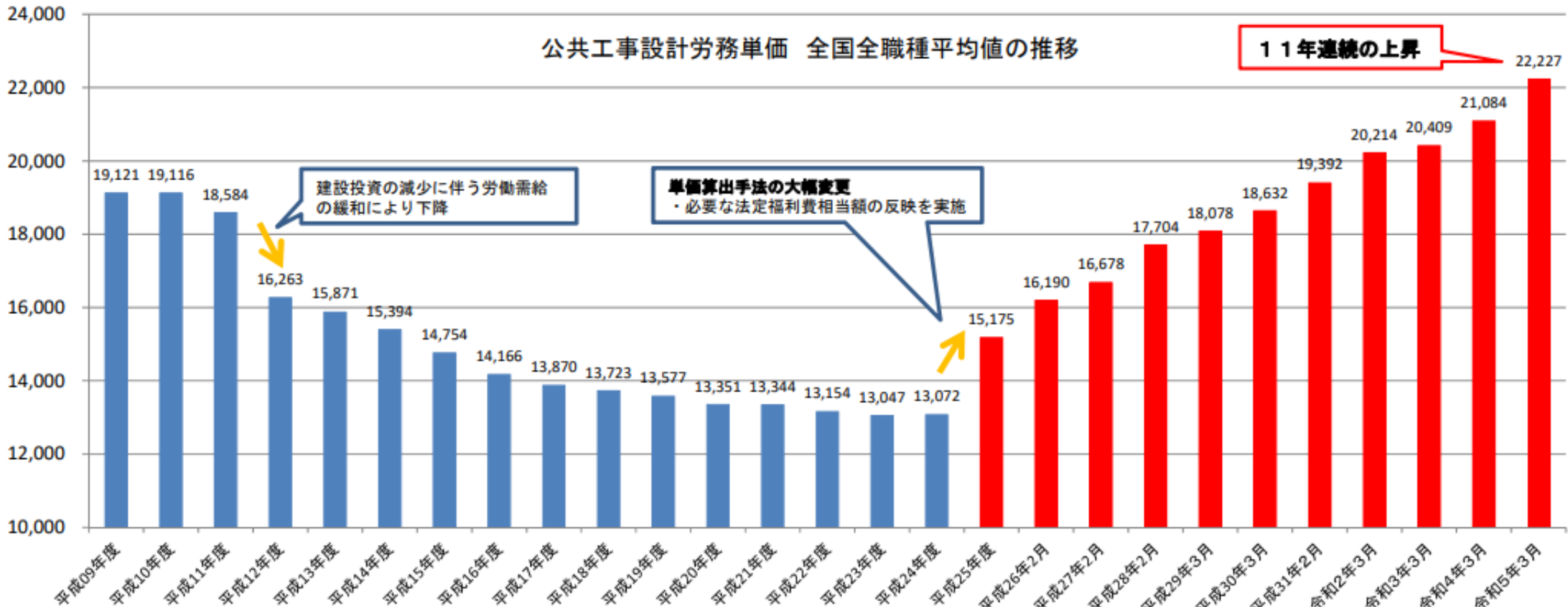
「ヒトの一次対応」としてAIチャットボット(PKSHA Chatbot)を活用
問合わせの回答をAIチャットボットで対応。
コミュニケーションツールのチャットでヒトの一次対応(前掲書)
直接連絡が来ない。所属や症状など必須事項を事前に聞いておく。
Microsoft Teams X AIチャットボット
SE部門担当職員

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

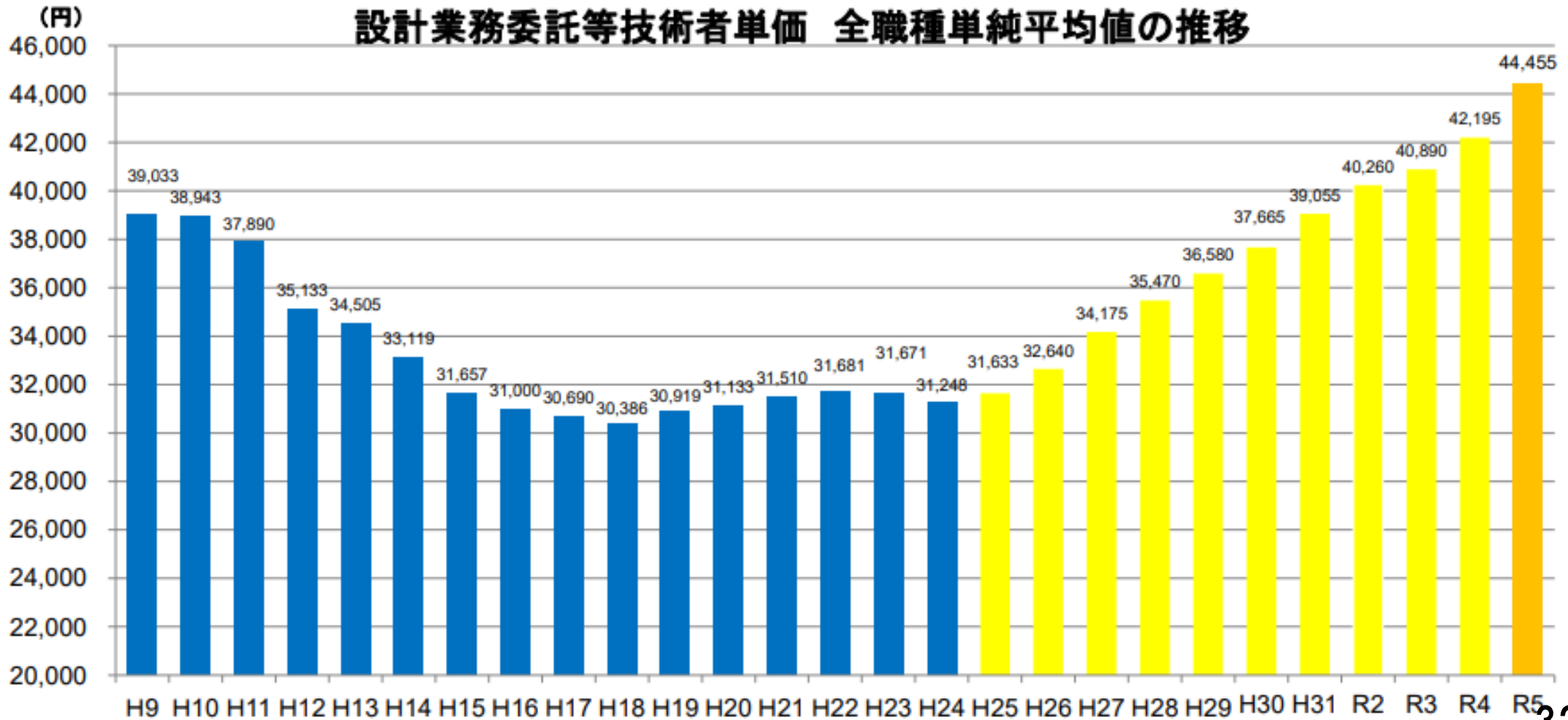
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。31

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 **44,455円** R4年3月比； **+5.4%**
 （平成24年度比+40.4%）



(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

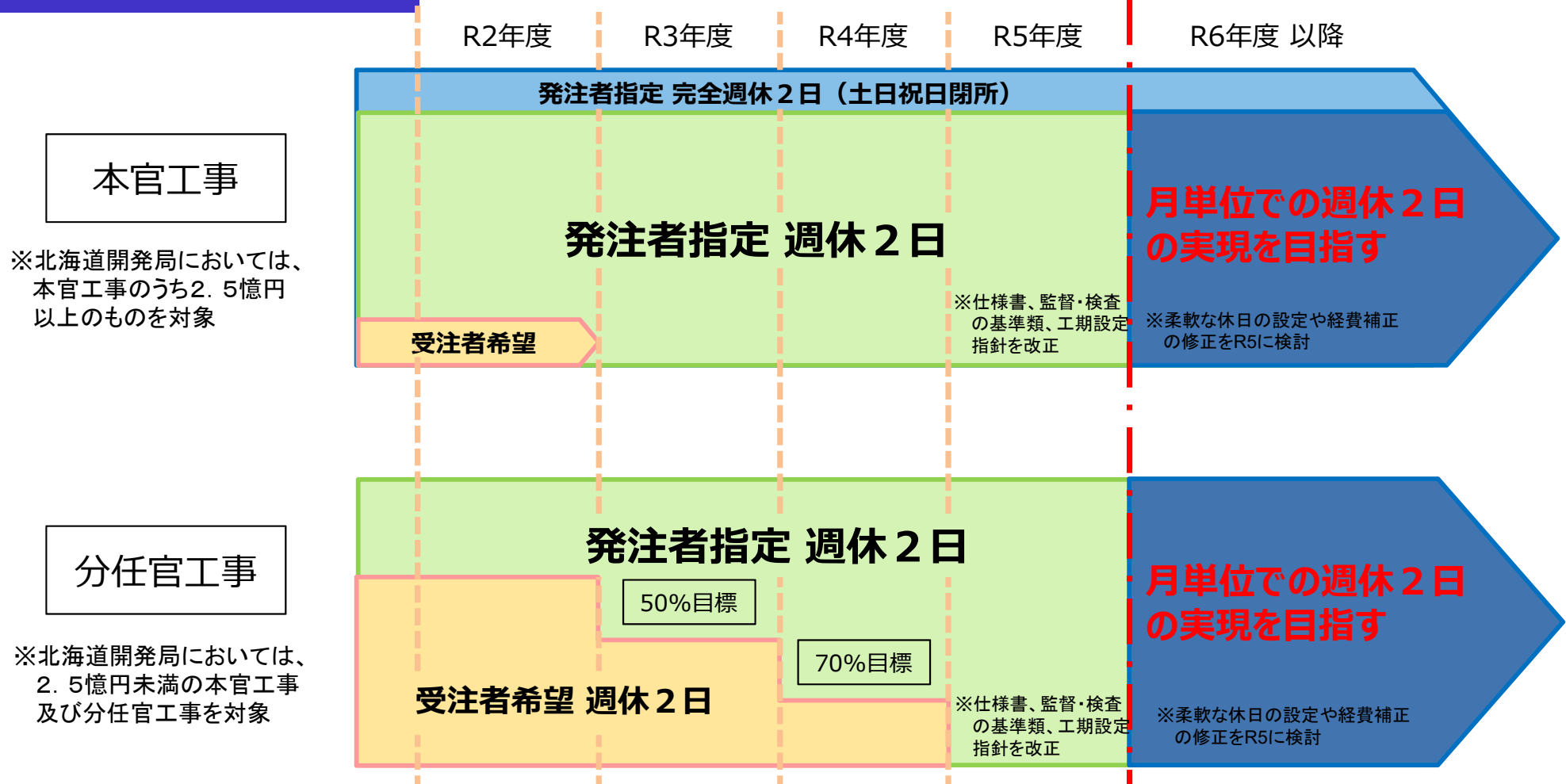
- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間）
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



① 週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】

仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)

< 施工計画書 >

法定休日と所定休日の記載を追加

< 法定休日と所定休日の設定例 >

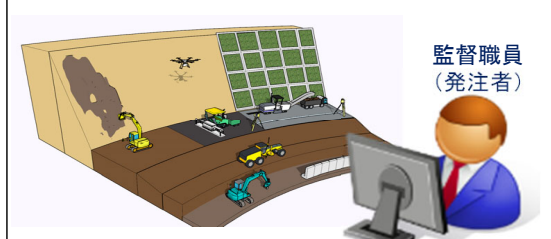
月	火	水	木	金	土	日
---	---	---	---	---	---	---

※受注者の法定休日・所定休日
を基に自ら設定



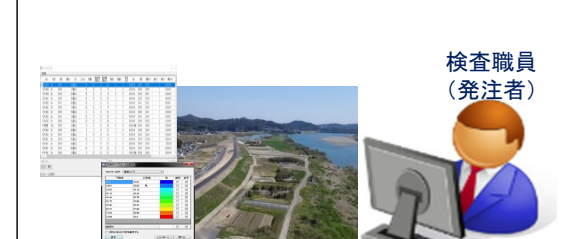
< 施工(監督) >

週休2日の実施状況を確認



< 検査(成績評定) >

週休2日の実施状況を確認、
週休2日を前提とした成績評定



施工計画書

施工
(監督)

検査
(成績評定)

②工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m ²	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500		■	■	■	■			■			
舗装工	m ²	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1			■	■	■			■			
区画線工	式	1			■	■	■			■			
後片付け	式	1			■	■	■			■		■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じてiii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

③柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行（R3～R5に試行）

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行（R3・4年度に試行）
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行（R5年度）

<工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ>

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...

災害の発生により週休2日の閉所が困難に

「交替制」に変更し
個人レベルでは
週休2日を確保

④経費補正の修正【令和5年度に検討】

月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

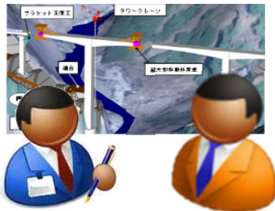
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では週休2日が達成できていない

工期全体で週休2日を達成することを前提に経費補正



R5の検討

1月

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

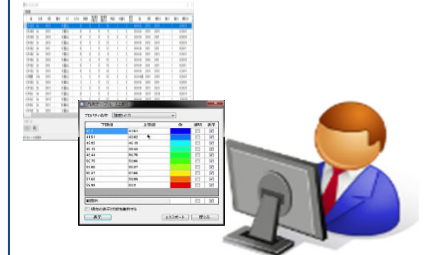
2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

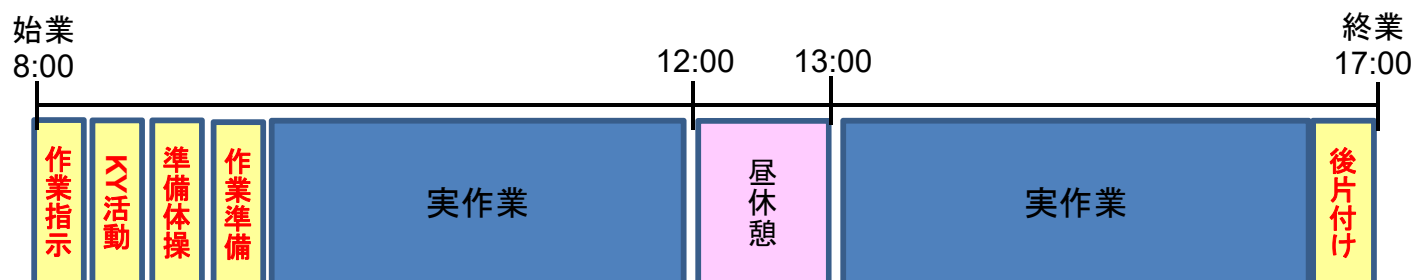
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位で週休2日を達成できている工事に要した費用を分析し経費補正を検討



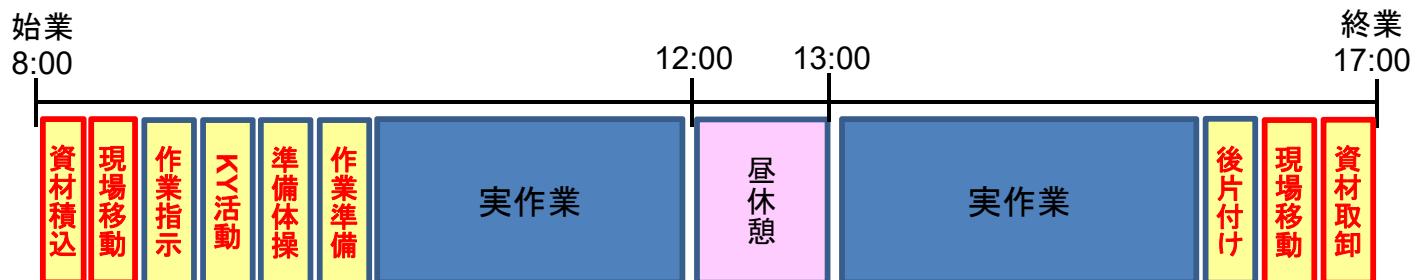
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

関係機関と連携した一斉閉所の取組

		鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
土曜閉所		第2、第4	第2、第4	第2、第4	月1回以上	第2、第4
記者発表日		R5.4.3	R5.2.16	R5.3.29	R4.12.12	R5.3.27
開始		R5.4	R5.2	R5.4	R4.12	R5.4
終了		R6.3	R6.3	R6.3	R5.3	R6.3
協力 団体	国交省 (港湾除く)	事務所	松国、出雲、浜田	事務(管理)所	事務(管理)所	山口、山陰西部
	農水省	-	宍道湖西岸農地整備事業所 島根森林管理署	事務(業)所	事務(業)所	南周防農地整備事務所
	県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
	市町村	市町村	市町村	市町村	市町	市町
	NEXCO	西日本高速道路株式会社中国支社				
	地元協会	鳥取県建設業協会	島根県建設業協会	岡山県建設業協会	広島県建設工業協会	山口県建設業協会
			島根県建設産業団体連合会		広島県建設業協会連合会	
地区協会	日本建設業協会連合会中国支部、日本道路建設業協会中国支部、日本橋梁協会、日本プレストレスト・コンクリート建設業協会中国支部					



鳥取県



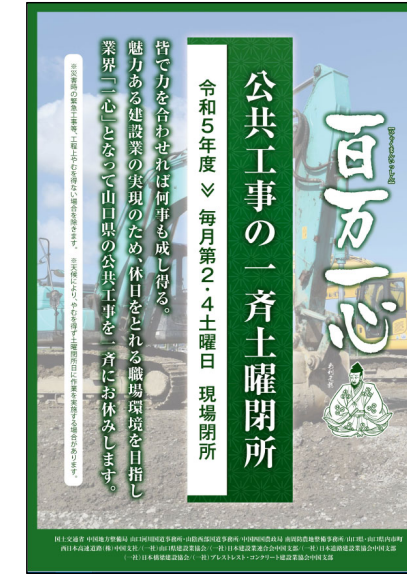
島根県



岡山県



広島県



山口県

ICT活用目標	建設現場において2025(R7)年度までに生産性2割向上を目指し、ICT施工を拡大				
	2021(R3)年度	2022(R4)年度	2023(R5)年度	2024(R6)年度	2025(R7)年度
①直轄工事におけるICT活用工事拡大	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事の拡大(発注者指定等) 中国light ICTの拡大 ICT複数工種活用工事の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事の拡大(工種、発注方式) 小規模工種や準備工への更なる拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用工事の拡大(工種、発注方式) 	全面的な展開 ICT施工の標準化(元請から下請へ)	→
②未経験企業へのICT活用工事の普及	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用に係るインセンティブの継続(表彰、証明書) ICTサポート制度の継続 サポート事務所、各県推進連絡会による啓発 セミナー、講習会 	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブの継続 サポート制度の継続 各県推進連絡会の強化 普及啓発活動の継続 企業TOPへのPR実施 	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブの継続 サポート制度の継続 各県推進連絡会の強化継続 普及啓発活動の継続 企業TOPへのPR継続 		
③地方公共団体でのICT活用工事の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 部長会議での進捗管理 各県での講習会等 サポート事務所、各県推進連絡会による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 部長会議での進捗管理の継続 講習会等の継続 啓発活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 部長会議での進捗管理の継続 講習会等の継続 啓発活動の継続 	全面的な展開 ICT施工の標準化(元請から下請へ)	→
④ICTを活用した事業執行の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔臨場、WEB検査の拡大 プレキャスト活用に向けた状況整理 UAV活用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔臨場、WEB検査の継続 プレキャスト活用に向けた基準検討 UAV活用拡大等 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔臨場、WEB検査の継続 プレキャスト活用に向けた検討継続 UAV活用拡大等 		
人材育成	【研修】 <ul style="list-style-type: none"> i-con育成研修(CAD等)→中止 UAV操縦 【セミナー】 <ul style="list-style-type: none"> i-con体験 	【研修】 <ul style="list-style-type: none"> i-con育成継続 UAV操作継続 【セミナー】 <ul style="list-style-type: none"> i-con体験継続外 	【研修】 <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、適切な役割分担 i-con育成・実践 UAV活用 【セミナー】 <ul style="list-style-type: none"> i-con体験・実践 	【研修】、【セミナー】 実践・応用へ	→

生産性2割向上

○国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充してきており、構造物工へのICT活用を推進。
○今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を検討

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (予定)
ICT土工							
	ICT舗装工(平成29年度:アスファルト舗装、平成30年度:コンクリート舗装)						
	ICT浚渫工(港湾)						
	ICT浚渫工(河川)						
	ICT地盤改良工(令和元年度:浅層・中層混合処理、令和2年度:深層混合処理)						
	ICT法面工(令和元年度:吹付工、令和2年度:吹付法砕工)						
	ICT付帯構造物設置工						
	ICT舗装工(修繕工)						
	ICT基礎工・ブロック据付(港湾)						
	ICT構造物工(橋脚・橋台)						
	ICT路盤工						
	ICT海上地盤改良工(床掘工・置換工)						
	ICT構造物工 (橋梁上部)(基礎工)						
	小規模工事へ拡大 (床掘工、小規模土工)						
	ICT構造物工 (函渠工等)						
	小規模工事の 適用拡大						
	民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大						

活用内容(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

- 業務・工事ごとに**発注者が活用内容を明確**にし、受注者が3次元モデルを作成、受発注者で活用する
- 活用内容の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、**義務項目**、**推奨項目**から発注者が選択
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に**未経験者も取組可能な内容**とした活用内容であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が3次元モデルを作成、受発注者で活用する
- 推奨項目は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など**高度な内容**を含む活用内容であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

- ・ 出来あがり全体イメージの確認
- ・ 特定部※の確認

対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- 災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事

対象とする業務・工事

- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

積算とインセンティブ

- 3次元モデル作成費用について、見積により計上（これまでと同様）
- 設計図書が求める以上（わかりやすさの工夫、安全への配慮等）の対応について、適切に評価

DS(Data-Sharing)の実施(発注者によるデータ共有)

- 確実なデータ共有のため、業務・工事の契約後速やかに**発注者が**受注者に設計図書の作成の基となった情報の**説明**を実施
- 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

義務項目は、業務・工事ごとに**発注者が明確にした活用内容**に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用するものとする。3次元モデルの作成にあたっては、**活用内容を達成できる程度の範囲・精度で作成**するものとし、活用内容以外の箇所を作成は問わないものとする。

なお、**設計図書については**、将来は3次元モデルの全面活用を目指すものの、**当面は2次元図面を使用**し、3次元モデルは参考資料として取り扱うものとする。

3次元モデルの活用 義務項目

	活用内容	適用するケース	活用する段階
視覚化による効果	出来あがり全体イメージの確認	<ul style="list-style-type: none"> 住民説明、関係者協議等で説明する機会がある場合 景観の検討を要する場合 	詳細設計
	特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	<ul style="list-style-type: none"> 特定部を有する場合 ※ 特定部は、複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等とし、別による。 詳細度300までで確認できる範囲を対象	詳細設計
	施工計画の検討補助	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階で3次元モデルを作成している場合 ※ 3次元モデルを閲覧することで対応(作成・加工は含まない)	施工
	2次元図面の理解補助		
現場作業員等への説明			

3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル ～ 主構造の形状が正確なモデル
属性情報※2 ※2部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみ入力し、その他は任意とする。 ※3 道路土構造物、橋梁等の分類の名称

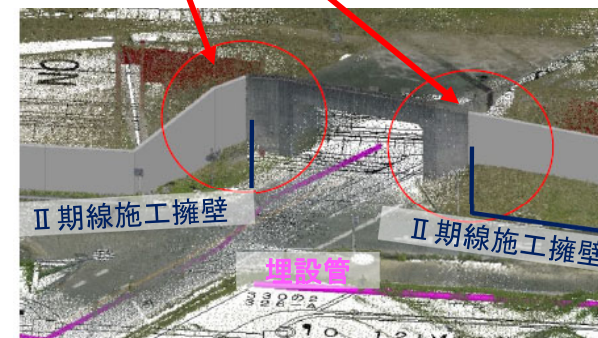
特定部の定義

各工種共通	<p>(異なる線形)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2本以上の線形がある部分 <p>(立体交差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立体交差の部分 <p>(障害物)</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分 <p>(排水勾配)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設道路、立体交差付近での流末までの部分 既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 <p>(既設との接続)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設構造物等との接続を伴う部分 <p>(工種間の連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	<p>(高低差)</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	<p>(支点周辺)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



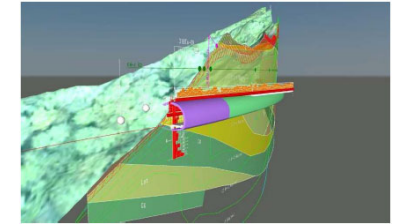
3次元モデル活用時の留意点

- 活用内容以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用内容の場合は原因の把握ができれば十分である。)

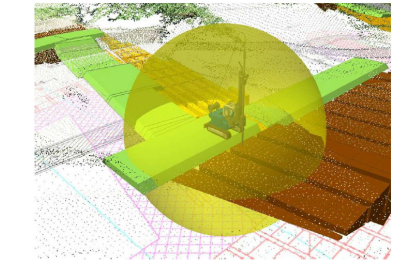
一定規模・難易度の事業については、義務項目の活用に加えて、推奨項目の例を参考に発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が**1個以上の項目に取り組む**ことを目指すものとする。(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、3次元モデルのさらなる活用方策を検討



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認
※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

	活用内容	活用の概要	活用する段階
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としていますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用してしています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、**最新の情報を明確にする**。
- 業務成果が古い場合、修正(変更、追加)が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、**検討経緯、資料の新旧等に留意**して説明する。

(参考) 電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

受注者が必要な業務成果をダウンロードすることを発注者が許可

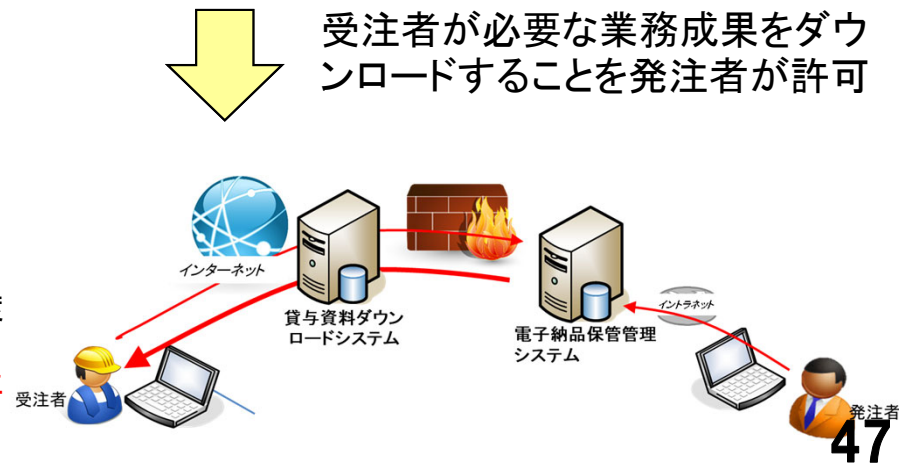
これまで

これから

- CD等による受け渡し
 - 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
 - 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



- インターネットによる受け渡し
 - 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
 - **受注者による成果品の検索が可能になり、成果品活用の漏れを防ぐ**



入札・契約の見直し

【工事関係】

令和5年度：工事の入札・契約見直し方針

No.	項目	見直し概要
1	一括審査方式	本官工事(WTO対象含む)において、申請できる配置予定技術者は3名までとし、工事を落札した者は以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とすることを試行。
2	配置予定技術者の同種実績の評価基準変更	2段階評価から3段階評価の設定に変更する。
3	若手技術者育成型の必須評価項目化	対象工事に分任官工事を追加。
4	女性技術者活用促進型の必須評価項目化	若手技術者育成型の拡大と合わせて、原則評価項目として設定。
5	継続教育(CPD)の単位取得評価	評価対象期間を5年として、達成得点を80%に見直し。
6	若手技術者等の雇用評価	年齢に問わない新規の雇用及び技術者の雇用評価を廃止。 (本取組自体は継続)
7	施工能力簡易確認型	運用を再開。
8	地域要件の緩和	広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大については、令和5年度も引き続き継続。
9	営繕チャレンジ型	「同種工事の実績」、「災害対応協定等に基づく活動実績」の評価を行わず、地域精通度に重点を置く。
10	現場担当技術者評価	近年の技術者不足を勘案して、本取組は終了する。
11	成績評定重視型	活用実績が少ないため、本試行は終了する。

1. 一括審査方式について

■ 目的

- ・一括審査方式は、受発注者の負担、事務量の軽減、受注機会の拡大を目的に実施してきたところ、平成26年度から配置予定技術者の登録は1名としてきた。
- ・R1.7より競争性の確保が困難な工事に限り、配置予定技術者を複数名申請できることを追加試行。
- ・本官工事においては、異なる事務所の発注案件を一括審査方式で実施している。
- ・一方、分任官工事においては、同一の分任支出負担行為担当官による発注としており、PC・鋼上部工事は、発注件数が少なく一括審査方式の対象となりにくい状況。
- ・令和3年度より、PC・鋼橋上部工事において、同一県内の複数分任支出負行為担当官による一括審査方式の適用を試行。

◆ 一括審査方式の適用条件(下記の①～⑦の全ての条件を満たすこと。)

- ①支出負担行為担当官(本官)又は分任支出負担行為担当官(分任官)が同一である工事
⇒ただし、分任官発注のPC・鋼上部工事に限り、同一県内の分任支出負担行為担当官が同一でない場合も一括審査方式の対象とする。(R3～試行)
- ②工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ③工事種別及び等級区分が同じ工事
- ④施工地域が近接する工事(本官工事は中国5県を対象)
- ⑤入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ⑥施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ⑦「工事技術的難易度評価表」のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

原則

- 申請できる配置予定技術者は同一の1名とし、2名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。
- A工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

試行

【競争性の確保が困難な工事の場合】R1.7～

- 申請できる配置予定技術者は、複数名申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。
- 申請した配置予定技術者数と同数の工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

【本官工事(WTO対象含む)】R5.4～

- 申請できる配置予定技術者は、3名まで申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。
- 工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

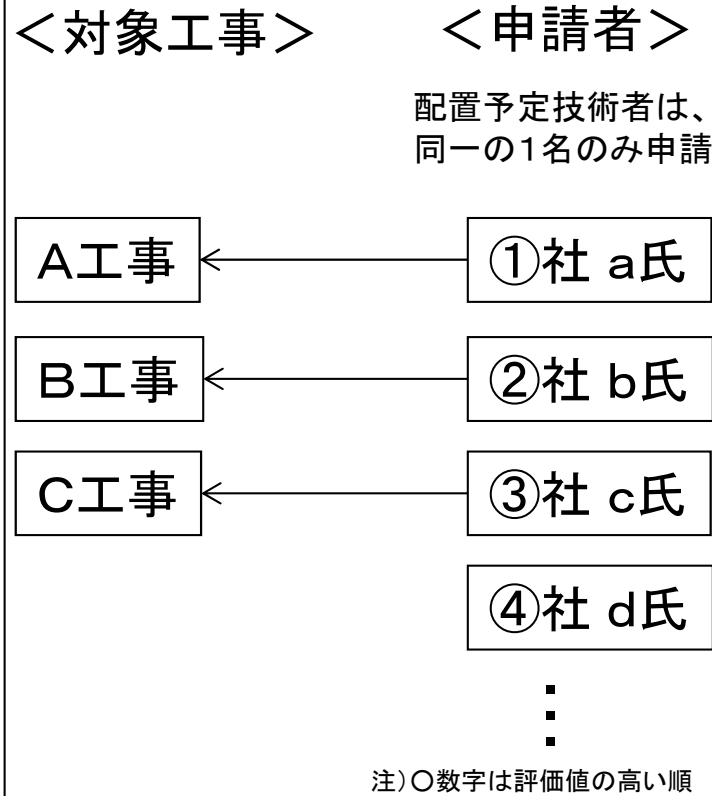
1. 一括審査方式について

■不調・不落到配慮しつつ、申請者・発注者双方の業務負担軽減を図ため、申請できる配置予定技術者は、3名まで申請できるものとし、技術者配点の1番低いもので評価する。工事を落札した者は、以降に落札決定を行う他の一括審査方式の対象工事の入札を無効とする。

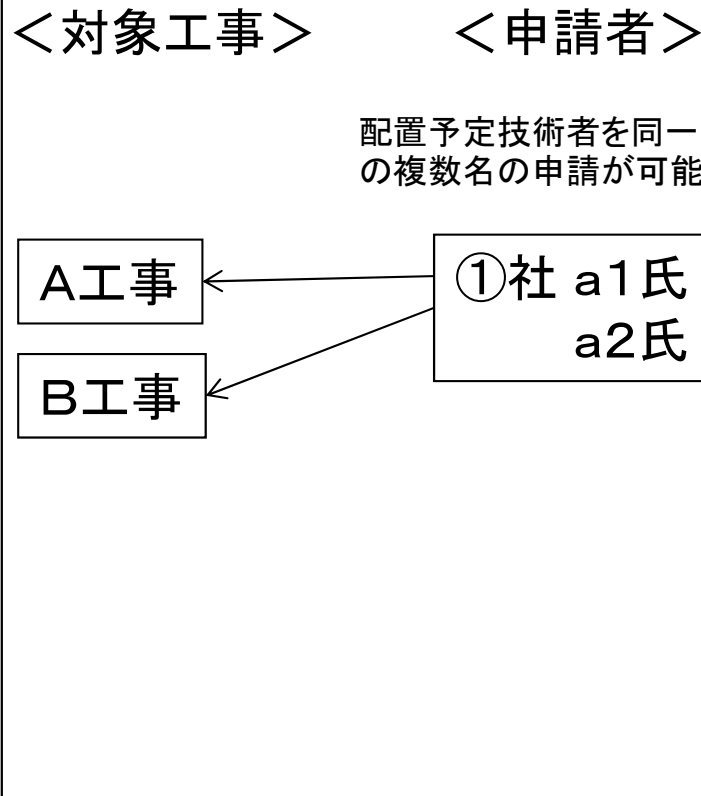
原則

運用拡大 不調・不落到策の特例

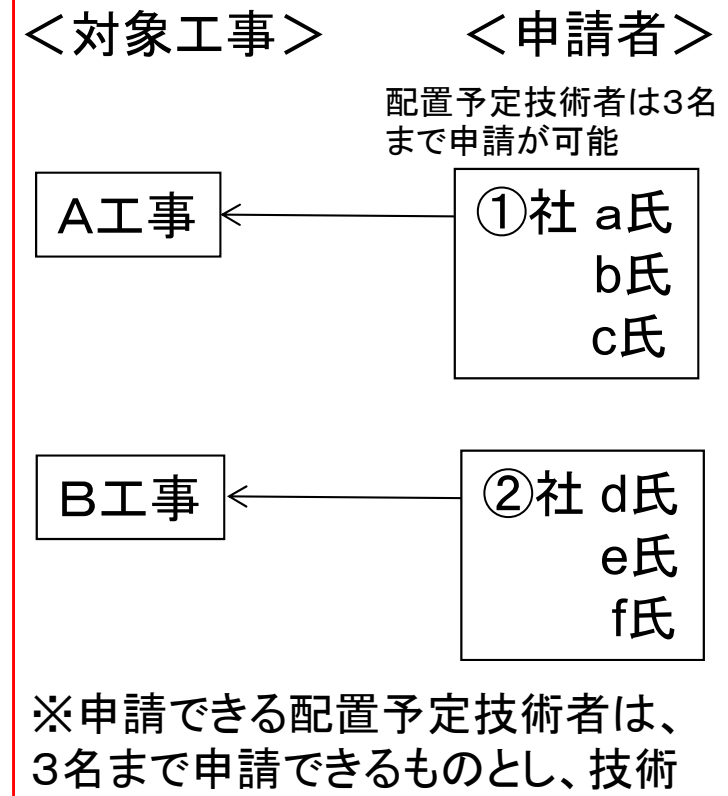
試行 配置予定技術者は3名まで可



※1社1工事のみ受注が可能



※対象工事に対し、
申請者が少ない場合は、
1社で複数工事の受注が可能



※申請できる配置予定技術者は、
3名まで申請できるものとし、技術
者配点の1番低いもので評価する。
※工事を落札した者は、以降に落
札決定を行う他の一括審査方式の
対象工事の入札を無効とする。 51

2. 同種工事の実績評価

《配置予定技術者の同種工事実績を3段階評価の設定に変更》(企業の同種工事の実績評価は従来どおり)

◇趣旨

施工能力評価型(チャレンジ型を除く)で発注する工事においては、「配置予定技術者評価の緩和」により、「配点0点」が実質設定されていない状況となっている。(「より同種性の高い工事」を優位に評価する実質2段階の評価となっている。)

そこで、原則として配置予定技術者の同種工事の実績を2段階評価から3段階評価の設定に変更する。

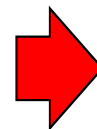
なお、企業の同種工事実績評価については、「より高い同種性が認められる工事」のみ加算点を与えることとする。
(従来どおりの2段階評価) ⇒ **技術者の同種工事実績評価は、従来の3段階評価に戻す。**

◇ 対象工事 : 「施工能力評価型」(チャレンジ型を除く)で発注する工事の
「配置予定技術者の同種工事の実績」において原則設定〔企業の同種工事の実績評価は従来どおり〕

◇ 評価方法

(これまでの評価方法)

評価項目	評価基準	配点例
技術者の能力等 同種工事の実績 (施工能力評価型の場合)	より同種性の高い工事において、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として従事	8
	同種性が認められる工事において、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として従事	4
	設定無し	0



(令和5年度からの設定例(原則))

評価項目	評価基準	配点例
技術者の能力等 同種工事の実績 (施工能力評価型の場合)	より同種性の高いと認められる工事において、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として従事	6
	同種性が高いと認められる工事において、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として従事	3
	同種性が認められる工事において、主任(監理)技術者、現場代理人または担当技術者として従事	0

◇ 同種性の設定例(案)

- ①より同種性が高いと認められる工事 …… 発注工事内容の設計値の概ね100%程度以上
- ②同種性が高いと認められる工事 …… ①で求める設計値の概ね50%程度以上
- ③同種性が認められる工事 …… ①、②以外

上記設定の他に、同種性の条件を複数求めることも可能とする。(以下に設定例を示す。)

Aより同種性が高いと認められる工事 : 盛土量が〇〇m³以上、かつ深層混合処理方法による地盤改良が〇〇m以上の実績。

B同種性が高いと認められる工事 : 盛土量が〇〇m³以上、かつ深層混合処理方法による地盤改良の実績。

C同種性が認められる工事 : A,B以外

◇若手技術者の活用促進による「やり甲斐向上」を図るため、若手技術者の同種実績の要件を緩和

- 配置予定技術者の評価は経験豊富な技術者が高評価となるため、若手技術者が主任(監理)技術者に登用されにくい状況。
- 品質を確保しつつも、担い手確保のために若手技術者が工事実績を積む機会の確保を目的に、若手技術者を主任(監理)技術者に配置する場合、経験豊富な専任補助者を配置し評価出来る工事を試行。
- H26より、本官工事(WTO対象を除く)を対象に試行を行ってきたが、主任(監理)技術者として配置する若手技術者の競争参加資格として求める同種実績は、当該工事に対し、構造要件や架設要件等の同種性を求めていたため、実績の少ない若手技術者は配置しづらい状況になっていた。
- R2より、①若手技術者がより登用されやすくするため、専任補助者を配置する場合に限り、若手技術者(配置予定技術者)の同種工事実績(競争参加資格)に、構造要件や架設要件等を求めないよう緩和する。
②対象工事を、全ての本官工事(WTO対象を含む)に拡大する。
③40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において加点を行う。
- R3より、若手技術者の主任(監理)技術者への登用について、競争参加資格確認申請時に若手技術者の配置を申請しない場合限り、本工事の配置予定技術者を専任補助者とすることで、契約後、若手技術者を主任(監理)技術者として配置することを可能とする。
- R5より、対象工事に分任官工事を追加する。

■対象工事(営繕工事を除く)

- 技術提案評価型S型(WTO対象工事を含む)
- 施工能力評価型I型・II型(チャレンジ型、企業能力評価型、地域防災担い手確保型を除く)

■評価方法

- 40歳以下の若手技術者を配置予定技術者として配置する場合、総合評価において1.0点加点
- 専任補助者を配置する場合、若手技術者の同種実績を大幅に緩和
- 契約後、若手技術者を監理技術者として配置する場合、配置予定技術者を専任補助者への変更を可能とする

■技術者配置の条件

(H26～) ※専任補助者を配置する場合

	専任補助者	若手技術者(配置予定技術者)
技術者資格	■主任(監理)技術者となりうる資格	■主任(監理)技術者となりうる資格 ■審査基準日時点で満40歳以下
同種実績 (競争参加資格)	■競争参加に必要な同種工事実績 (トンネル工事の場合) ・NATMIによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m ² 以上 ・トンネル施工延長●●m以上 (橋梁上部工事の場合) ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績 (トンネル工事の場合) ・NATMIによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m ² 以上 ・トンネル施工延長●●m以上 (橋梁上部工事の場合) ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上
配置期間	■配置予定技術者(主任(監理)技術者)を専任で配置すべき期間と同期間	■主任(監理)技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	■現場代理人との兼務可能

(R2～)見直し

	監理技術者又は専任補助者 (契約後専任補助者へ変更可能)	若手技術者(監理技術者) (契約後監理技術者として若手技術者登用可能)
技術者資格	■主任(監理)技術者となりうる資格	■主任(監理)技術者となりうる資格 ■配置時点で満40歳以下
同種実績 (競争参加資格)	■競争参加に必要な同種工事実績 (トンネル工事の場合) ・NATMIによる施工実績 ・トンネル内空断面積●●m ² 以上 ・トンネル施工延長●●m以上 (橋梁上部工事の場合) ・●活荷重又はTL-●以上 ・橋梁形式が●●橋 ・最大支間長が●●m以上	■競争参加に必要な同種工事実績(緩和) (トンネル工事の場合) ・ <u>トンネル工事の施工実績</u> (橋梁上部工事の場合) ・ <u>鋼橋上部工事の施工実績</u>
配置期間	■配置予定技術者(主任(監理)技術者)を専任で配置すべき期間と同期間	■主任(監理)技術者として専任配置すべき期間
その他	■現場代理人との兼務可能	■現場代理人との兼務可能



■契約締結後の制度活用

	総合評価	配置技術者	備考
ケース① 2名提出 (若手技術者 + 専任補助者)	加点(任意) 評価対象	監理技術者 専任補助者	若手: 40歳以下 ※着手時の交代不可 ※その後の交代の取扱いは各地整運用による
ケース② 配置技術者 のみ提出	評価対象	監理技術者	※着手時の若手交代は可。ただし、配置技術者提出者は必ず専任補助者とする。

◇建設業への女性技術者促進を図るため、現場配置で加点評価

- 平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立、また、平成27年4月に、「次世代育成支援対策推進法」(時限立法)が令和7年度末まで延長されたところ。
- 上記の社会的情勢も踏まえ、各産業において女性の進出・活躍が進んでいるが、建設業での女性進出は横ばい傾向であり、他産業と比べ女性進出が進んでいない。
- 令和2年度より、建設業界における担い手の確保ならびに女性技術者の現場への進出・活躍推進を図るため、女性技術者を主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに配置する場合、総合評価において加点評価する。
- 令和5年度より、若手技術者育成型の拡大のとあわせて、原則評価項目として設定する。

<対象工事>(営繕工事を除く)

- 技術提案評価型S型(WTO対象工事を除く)
- 施工能力評価型I型・II型(チャレンジ型、企業能力評価型、地域防災担い手確保型を除く)

<評価方法>

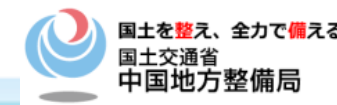
- 主任(監理)技術者、現場代理人又は担当技術者として女性技術者を配置する場合に、総合評価で加点。【1.0点】
※現場代理人、担当技術者として配置する場合、資格や同種実績の要件を求めない。

<評価の担保>

- 受注者の責により、配置されていないと判断された場合、女性技術者活用の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定を減点する。
※審査基準日以降、病休、妊娠、産前・産後休業、育児休業、介護休業、死亡、退職等により配置出来なくなり、発注者が認めた場合を除く。

5. 継続教育 (CPD) の評価

【見直し】



- 平成18年度より、学習意欲のある配置予定技術者を評価することにより工事品質の向上を図るため、建設系CPD協議会に加盟する団体のうち、推奨取得単位数を設定している団体の学習実績について評価対象としている。評価基準は、各団体が推奨する単位数及び年平均取得単位数を参考として、各団体の推奨する単位の2割程度を評価対象としている。
- 近年のCPD単位の取得状況及び本省ガイドライン(各団体推奨単位を評価)との整合を図るため、平成26年度より評価基準を見直し、推奨単位以上の取得には加算点の満点を与え、推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得には半分の加算点とした。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりCPD受講環境が整っていなかったことを踏まえ、令和3年度～令和7年度の総合評価においては、令和2年度を含め6年間の下表に示す単位取得で評価を行う。
- 令和5年度は令和2年度からの運用を見直し、評価対象期間を5年とし、下表に示す推奨単位の80%を達成得点とする。営繕は評価対象を「過去5年間の任意の1年」から「前年度」に変更する。

評価対象となる建設系CPDプログラム(土木)

No	運営者	継続教育学習制度	推奨単位	R3～R4年度			R5年度		
				評価基準			評価基準		
				推奨単位以上の取得	推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得	推奨単位の5割未満の取得	推奨単位以上の取得	推奨単位の5割以上推奨単位未満の取得	推奨単位の5割未満の取得
				加算点: 1.0点	加算点: 0.5点		加算点: 1.0点	加算点: 0.5点	
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム (SHASE-CPD)	50ポイント/年	250ポイント/6年	125ポイント/6年	200ポイント/5年	100ポイント/5年		
2	(一財) 建設業振興基金	建築・設備施工管理CPD制度	12単位/年	60単位/6年	30単位/6年	48単位/5年	24単位/5年		
3	(一社) 建設コンサルタンツ協会	建設コンサルタンツ協会CPD制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
4	(一社) 交通工学研究会	継続研鑽(CPD)制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
5	(公社) 地盤工学会	地盤工学会継続教育制度 (G-CPD)	50ポイント/年	250ポイント/6年	125ポイント/6年	200ポイント/5年	100ポイント/5年		
6	(一社) 森林・自然環境技術者教育会	森林分野CPD	20時間/年	100時間/6年	50時間/6年	80時間/5年	40時間/5年		
7	(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	水コン協CPD制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
8	(一社) 全国測量設計業協会連合会	設計CPD(継続学習制度)	20ポイント/年	100ポイント/6年	50ポイント/6年	80ポイント/5年	40ポイント/5年		
9	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度 (CPDS)	20ユニット/年	100ユニット/6年	50ユニット/6年	80ユニット/5年	40ユニット/5年		
10	(一社) 全日本建設技術協会	全建CPD(継続教育)制度	25単位/年	125単位/6年	63単位/6年	100単位/5年	50単位/5年		
11	土質・地質技術者生涯学習協議会 (社) 全国地質調査業協会連合会	地質・土質関連CPD制度	50CPD単位/年	250CPD単位/6年	125CPD単位/6年	200CPD単位/5年	100CPD単位/5年		
12	(公社) 土木学会	土木学会継続教育 (CPD) 制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
14	(公社) 日本技術士会	技術士CPD(継続研鑽)制度	50CPD時間/年	250CPD単位/6年	125CPD単位/6年	200CPD単位/5年	100CPD単位/5年		
15	(公社) 日本建築士会連合会	建築士会継続能力開発 (CPD) 制度	12単位/年	60単位/6年	30単位/6年	48単位/5年	24単位/5年		
16	(公社) 日本コンクリート工学会	継続教育 (CPD)	-	-	-	-	-		
17	(公社) 日本造園学会	造園CPD(継続教育)制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
18	(公社) 日本都市計画学会	都市計画CPD制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		
19	(公社) 農業農村工学会	農業土木技術者継続教育 (CPD) 制度	50単位/年	250単位/6年	125単位/6年	200単位/5年	100単位/5年		

※推奨単位を単年しか設定していない団体の評価基準は、単年の推奨単位を4倍としている

6. 若手技術者等の雇用等

【背景】

- ◇建設業就業者は3人に1人が55歳以上、29歳以下は8人に1人と高齢化が進行している。
- ◇建設業の入職率は年々減少傾向にあり、若年層(24歳以下)の入職者数は、6人に1人となっている。
- ◇この状況を鑑み、平成18年度から若年層の確保に向け、若手技術者の雇用を総合評価で評価する試行に取り組んでいる。
- ◇平成29年度より、雇用後の若手技術者の育成を推進している企業が評価されるよう、若手が新たに資格(※)を取得した場合の評価を加えるとともに、若手(技術者を除く)の雇用評価対象者を義務教育修了者に拡大。
- ◇令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている状況を踏まえ、令和2年10月より時限措置として、年齢に係わらず新規の正規雇用がなされた実績を評価するよう拡大を行う。
- ◇令和5年度より、従来の運用に戻す。

評価方法 (評価の考え方)

- ① 当該年度より過去2年間の若手技術者の雇用及び若手(技術者を除く)の雇用について「若手技術者の雇用実績有り」、「若手(若手技術者を除く)の雇用実績有り」、「雇用実績無し」で評価。
※過去2年間(競争参加企業に雇用されている間に限る)に若手(技術者を除く)が新たに資格(※)を取得した場合に、「技術者の雇用有り」と同等に評価。
- ② 「若手技術者の雇用」、「若手(技術者を除く)の雇用」、いずれの場合も入札参加希望者と直接的な雇用関係にあることを条件とする。
(必要に応じて人数等は各事務所で設定)

※資格とは

加点対象とする資格は建設業法に基づく技術検定合格者。
【1級又は2級施工管理技士。分野は問わない。】

○若手技術者とは

- ・建設業法第7条第2号ハに示す資格を有している者。又は
 - ・国土交通省省令で定める学科(高校、高専、大学)の卒業者。
- 上記に加え審査基準日(申請書の提出期限日)において満年齢29歳以下の者。

○若手とは

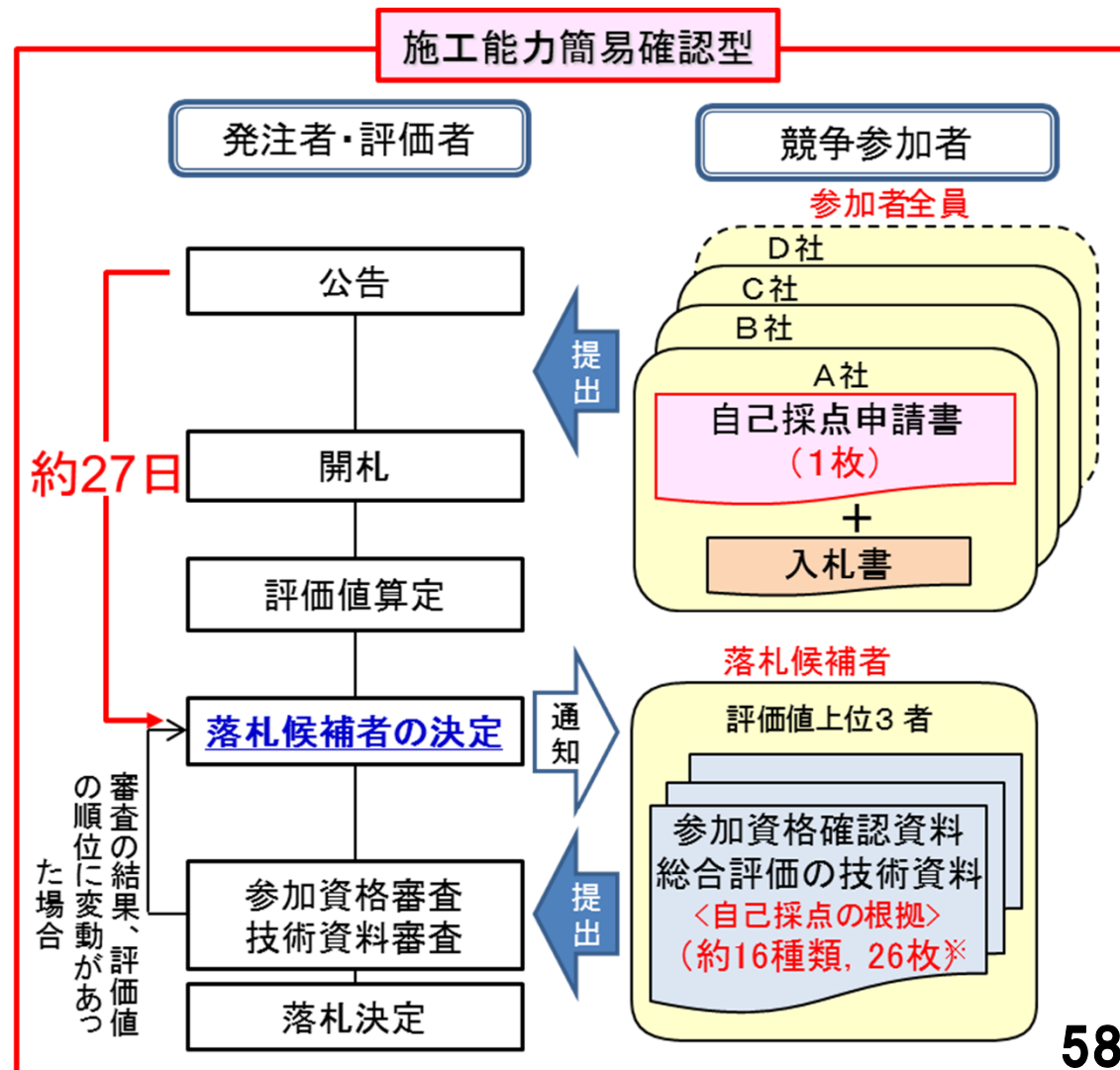
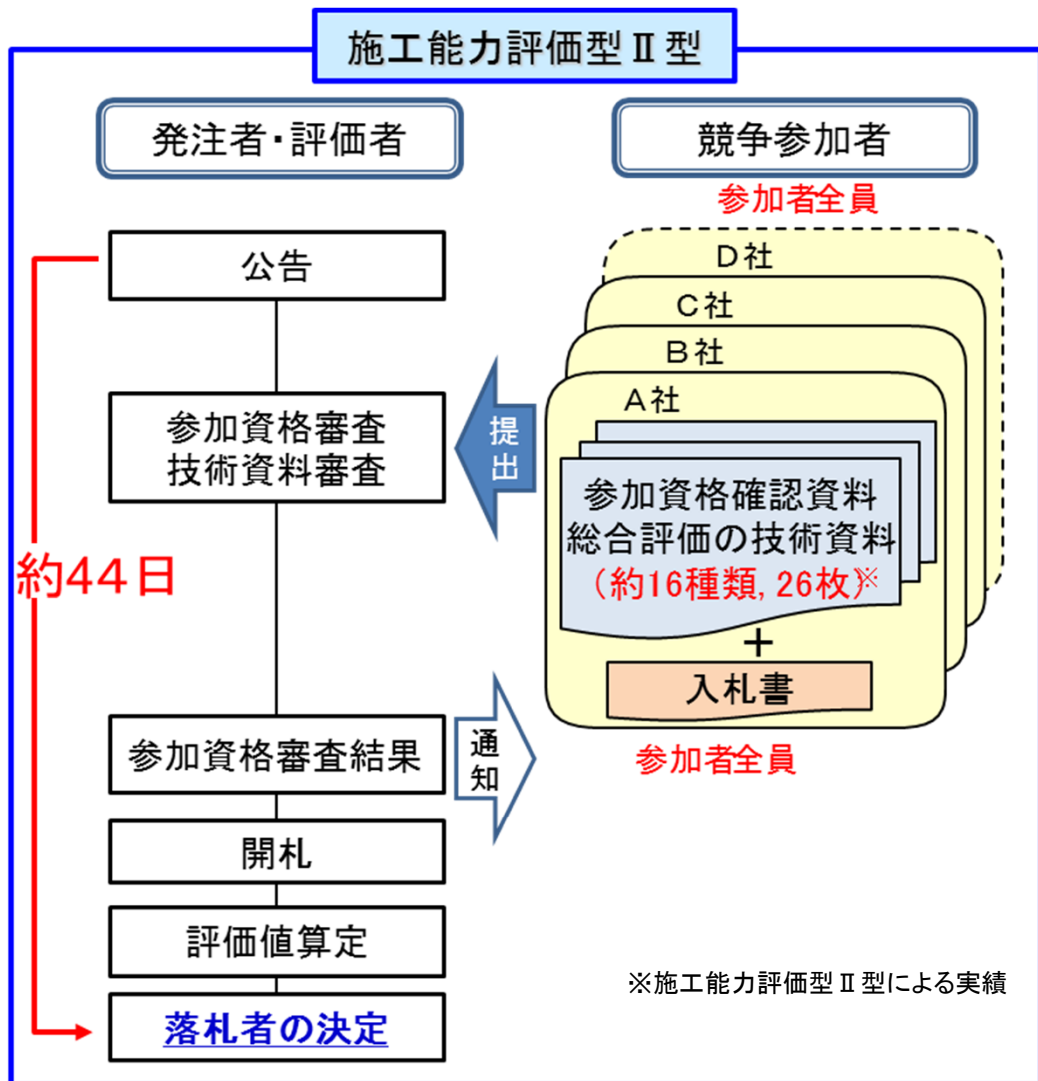
- ・若手技術者にあてはまらない者で、地域内の中学校、高校、高専、大学等を卒業した者で、かつ審査基準日(申請書の提出期限日)において満年齢29歳以下の者の雇用。

【配点事例】

評価項目	配点
<ul style="list-style-type: none"> ■過去2年間に採用した、若手技術者(満年齢29歳以下の技術者)を雇用した実績がある場合、又は、 ■競争参加企業に雇用されている満年齢29歳以下の若手が過去2年間に資格(※)を取得した場合に加点する。 	1.0点
<ul style="list-style-type: none"> ■過去2年間に採用した、地域内の中学校、高校、高専、大学等を卒業した若手(満年齢29歳以下)の雇用(若手技術者を除く)実績がある場合に加点する。 	0.5点
無し	0.0点

7. 施工能力簡易確認型の試行

- 入札書と、総合評価項目について競争参加者が自ら採点した「自己採点申請書」の提出を求め、評価値の算定を行った後に、落札候補者(評価値上位3者)に技術資料の提出を求め、自己採点内容の確認を実施。
- 施工能力評価型において、公告から落札者決定まで約44日の日数が必要。その間参加者すべての配置予定技術者が拘束されている状態であった。施工能力簡易確認型では落札候補者(3者)の通知までを約27日まで短縮を図る。
- 競争参加者は技術資料作成にかかる負担軽減、発注者は技術審査にかかる負担軽減につながる。
- 不調不落件数も減少してきているため、運用を再開する。



7. 施工能力簡易確認型の試行

■自己採点申請書のイメージ

自己採点申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
●●河川国道事務所長 ●● ●● 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成●年●月●日付けで公告のありました●●工事における自己採点申請書を提出します。
なお、記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

評価項目		該当	配点	自己採点	提出様式
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	2		別記様式2
	当該工事種別の2年間の平均成績	○	5		
	工事成績評価優秀企業の認定(ゴールドカード)		1		認定書の写し
	優良工事施工団体表彰・安全管理優良請負者表彰	○	3		表彰状の写し
	下請表彰企業の活用	○	1		別記様式8他
	技能者の従事計画	○	1		別記様式9
	I C T の活用	○	2		別記様式3 1
	災害対応協定等に基づく活動実績		1		並行・継続可能な資料
	若手技術者等の雇用	○	1		別記様式1 1
	事業継続計画(BCP)の認定		1		認定証
地元一次下請の活用率	○	1		別記様式14-1	
地元資材の活用率	○	1		別記様式14-1, 2	
技術の者能力	同種工事の施工実績	○	8		別記様式3
	同種工事の工事成績	○	8		
	優秀建設技術者表彰・安全管理優良技術者表彰		3		表彰状の写し
継続教育(CPD)	○	1		証明書等の写し	
小計			40		
不正又は不誠実な行為等による減点			-10%/-%		
合計			40		

提出前に必ず確認して下さい。

- ※「該当」の欄は、今回の工事に該当する評価項目を入札説明書で確認して下さい。
- ※「自己採点」の欄は、ガイドライン及び入札説明書の評価基準・配点に基づく自社の想定する点を必ず記入して下さい。ただし、「-」の項目は入力不要です。
- ※入札時には、本紙を入札入札金額見積内訳書とともに電子入札システムにより提出して下さい。
- ※落札候補者となった場合は、本紙に代表者印を押印し、関係する技術資料等を添付して提出して下さい。
- ※技術資料等を提出する場合は、該当する評価項目の提出資料を、必ず入札説明書で確認して下さい。
- ※工事成績による評価点は、別添「工事成績による配点表」を参考に採点して下さい。

[問い合わせ先(申請書)]

担当者 : 中国 太郎
部 署 : ○○本店 ○○部 ○○課
電話番号 : (代表) ○○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○)
F A X ○○○-○○○-○○○○
E-mail: ○○○@○○.jp (必要に応じて企業に記載させるように事務所で適宜設定)

■落札候補者の決定に係る通知イメージ

★落札候補者用

技術資料等提出依頼書

平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
●●河川国道事務所長 ●● ●● 印

貴社は下記工事の落札候補者となったので通知する。
なお、下記期限までに技術資料等の提出をすること。

工 事 名	●●工事
提 出 期 限	平成●●年●●月●●日 ●●時●●分

注) 技術資料等の提出は、自己採点申請書に押印したものを1頁とした通し番号を付し提出すること。
注) 技術資料等により競争参加資格がないと認められた場合、並びに期限までに提出しない場合は入札を無効とする。
注) 技術資料等を提出しない場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
注) 提出された技術資料等と自己採点申請書の評価結果が異なる場合、自己採点申請書の評価点を上限とし、発注者による技術資料等の評価結果をもって加算点とする。

[提出・問合せ先]
〒●●●-●●●● ●●県●●市●●
国土交通省中国地方整備局 ●●河川国道事務所 経理課
TEL ●●●-●●●-●●●●
※提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)とする。

★非落札候補者用

通知書

平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 殿

分任支出負担行為担当官
中国地方整備局
●●河川国道事務所長 ●● ●● 印

貴社は、現時点で下記工事の落札候補者ではないが、自己採点申請書の確認のため、技術資料等の提出を求める場合があるので通知する。

工 事 名	●●工事
-------	------

[問合せ先]
〒●●●-●●●● ●●県●●市●●
国土交通省中国地方整備局 ●●河川国道事務所 経理課
TEL ●●●-●●●-●●●●
※提出は、持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)とする。

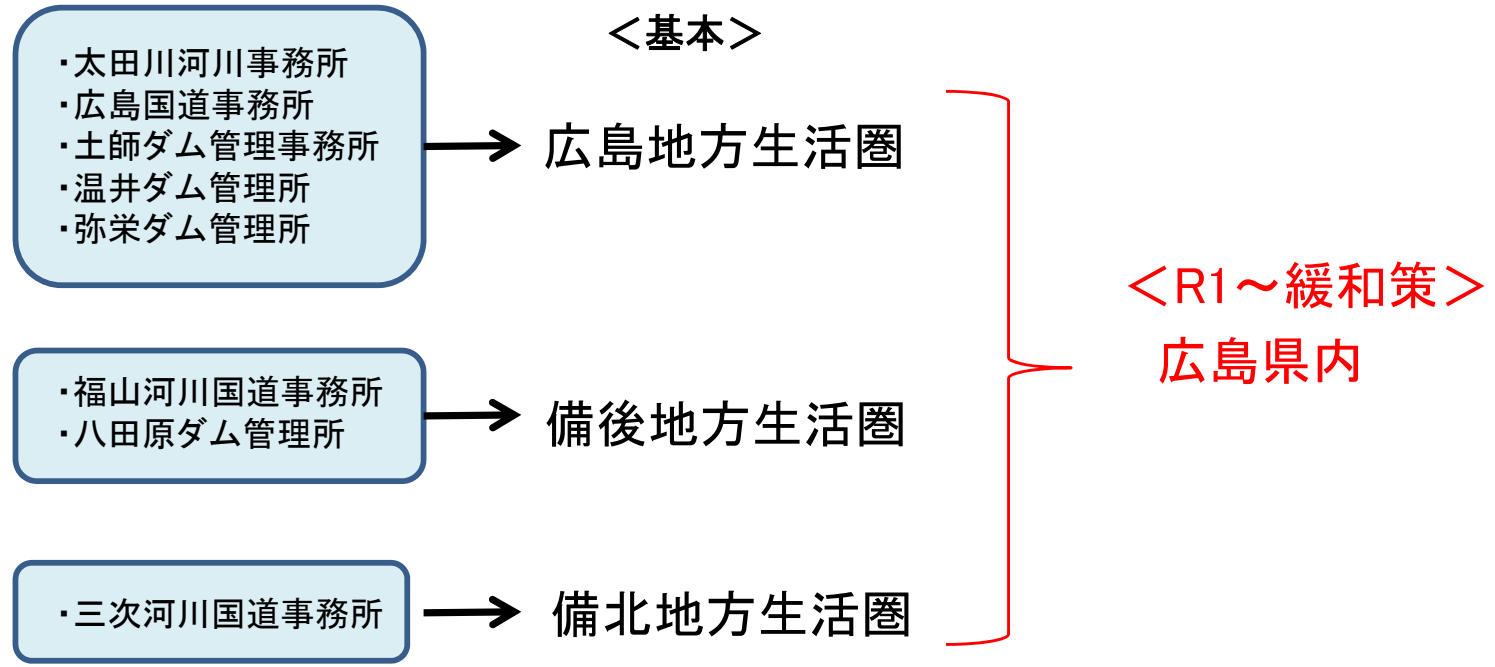
◇R1～広島県内事務所の競争参加資格における地域要件を地方生活圏から県内に拡大。

《地域設定の標準的な考え方》

- ・本支店営業所の所在地(参加資格要件)

一般土木工事C ランク 及び 維持修繕工事

広島県内事務所



- 新たに営繕チャレンジ型を追加して、中長期的な技術者の確保・育成に配慮する。
- 公共工事实績の無い新規の入札参加者が参加しやすくするため、工事成績評定点を評価の対象としない。
- 工事成績評定での加点は行わず、施工実績や地域内工事の実績で加点を行う。
- 庁舎、研修施設、倉庫、車庫等の営繕工事において、工事仕様が設計図面及び標準仕様書で規定され、技術的課題が小さいため、1億円程度までの工事に営繕チャレンジ型を適用する。
- **令和5年4月から企業の「同種工事の実績」、「災害対応協定等に基づく活動実績」の評価を行わず、地域精通度に重点を置く。**

1. 対象工事

工事難易度Ⅲ以下で1億円程度までの
営繕工事（土木営繕工事を含む）

2. 評価項目の考え方(例)

- 工事規模、工事難易度を考慮し、加算点の合計を低く抑えた。
- **より地域に密着した評価項目を設定。**
- 改修工事の実績評価の緩和を行う。
- 配置技術者評価の緩和は行う。

3. 配点の考え方(例)

(配点例)

評価項目		営繕 チャレンジ型	備考	
施工 能力 等	企業の 能力 等	同種工事の実績	求めない 競争参加資格要件としてのみ	
		企業の施工実績	求めない	
		当該工事種別の2年間の平均成績 【企業の施工実績 計】	0	
	地域 精通 度	災害対応協定等に基づく活動実績	求めない	
		地域内における本店の有無	2	
		地域貢献度	3	
		企業の近隣地域での施工実績の有無 【地域精通度等 計】	5	
	【企業の能力等 計】		5	
	技術者の 能力 等	同種工事の経験	2	より同種性の高い2点、同種性の高い1点、同種性0点
		同種工事の成績	求めない	
継続教育 (CPD)		1		
配置予定技術者の近隣地域での施工実績 【技術者の能力等 計】		5		
【施工能力等の計】		10		
施工計画		求めない		
賃上げの実施を表明した企業等		1	R4.4.1以降に契約する工事	
施工体制評価点		30		
合計		41		

※より同種性の高い、同種性の高い、同種性の設定の参考例

例) より同種性の高い……〇〇工事の規模☆☆㎡の実績(対象工事と同等規模)
同種性の高い……〇〇工事の規模☆☆㎡の半分の実績
同種性……〇〇工事又は△△工事又は□□工事の実績(競争参加資格要件)

※規模☆☆㎡の設定の参考例

新築の場合は、対象工事と同等規模とし、改修工事の場合は、1/2まで緩和する。
技術者の緩和は、企業の1/2まで緩和する。

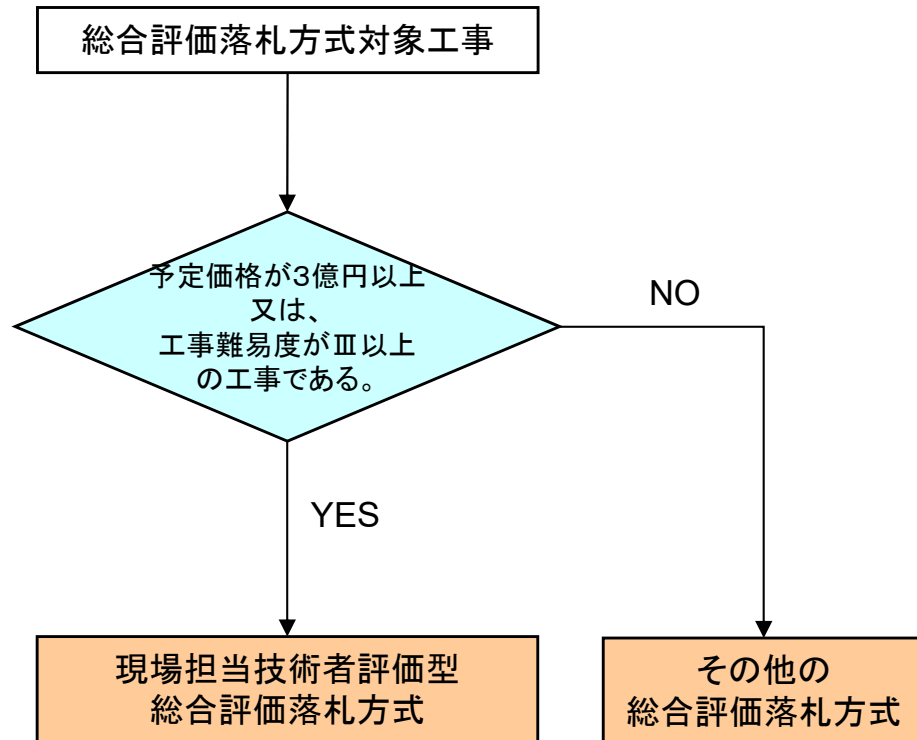
10. 現場担当技術者評価

受注者が現場担当技術者を複数名配置することにより、現場における品質管理、出来形管理、安全管理等への関与を高め工事事務や粗雑工事の防止を含めた工事全体の品質確保を図ることを目的に”現場担当技術者評価型”をH24.10より試行。
令和2年度以降は地域の事情をふまえて、適用を見合わせる。

1. 対象工事

予定価格が3億円以上の工事または、工事難易度がⅢ以上の工事において試行する。
(工事内容を勘案し、工事難易度がⅡの工事でも試行することも可能とする。)

《選定フロー》



2. 評価項目の考え方

- 元請けとしての現場担当技術者の配置人数に着目し評価する。
- 現場代理人と主任(監理)技術者が兼務する場合は認めない(評価しない)。
- 評価対象となる担当技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)を専任で配置すべき期間と同じ期間の配置が可能であること。
- 企業の能力等の中で評価する。

3. 配点の考え方

(配点例)

評価項目			評価基準	配点
企業の 能力等	現場担 当技術 者の活 用	当該現場に おける現場 担当技術者 の配置予定 人数	現場担当技術者を2名以上の配置を予定している。	1.0点
			現場担当技術者を1名の配置を予定している。	0.5点
			配置予定なし。	0.0点

11. 成績評定重視型の試行（案）

◆背景

現在の総合評価落札方式の配点においては、「過去の同種工事実績(同等規模の施工実績の有無)」で評価に大きく差が出る傾向となっており、同等規模の施工実績を持たない企業の参加意欲を躊躇させている。

また、工事成績の評価が拡大することは、工事品質の向上につながるとも考えられる。

そこで、企業(技術者)成績に重みを置く配点割合に変え、成績評定点が企業評価により反映されることを目的とした試行を行う。

試行案

○「実績」の配点を「成績」に配分

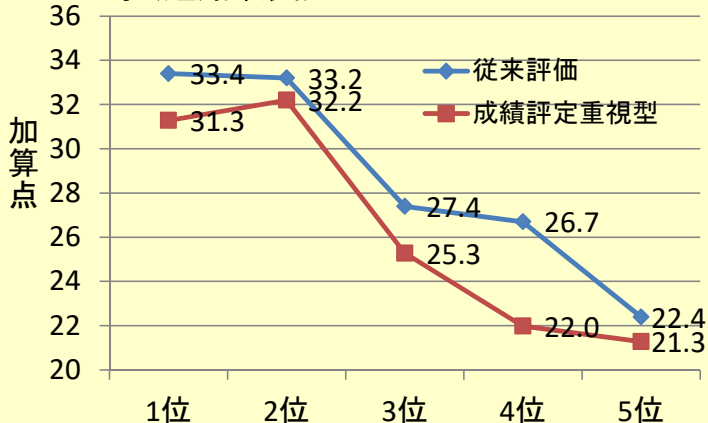
(赤字: 配点を増やす項目 青字: 配点を減じる項目)

配点	企業実績 (同等規模の実績) (有/無)	企業成績 (評定点に 応じ加点)	企業表彰	技術者実績 (同等規模の実績) (従事役職に応じて 3段階評価)	技術者成績 (評定点に応じ加点)	技術者表彰	左記以外
現行	4.0/0.0	5.0~0.0	4.0~0.0	8.0/4.0/0.0	8.0~0.0	3.0~0.0	8.0~0.0
試行	2.0/0.0	7.0~0.0	4.0~0.0	4.0/2.0/0.0	12.0~0.0	3.0~0.0	8.0~0.0

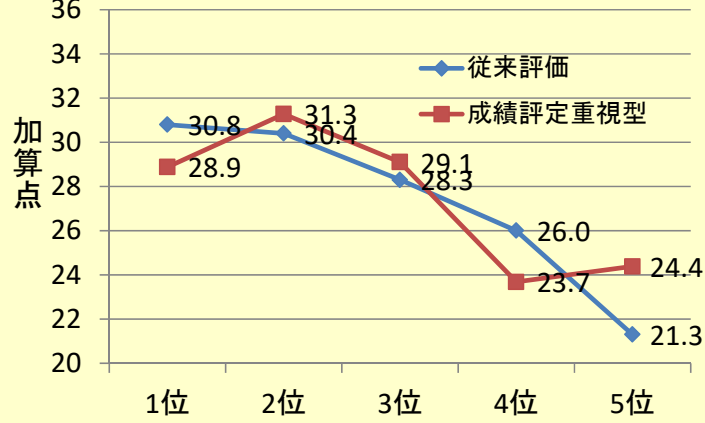
上記試行のシミュレーション(施工体制評価点(30点)を除く)

成績評定重視を行うことにより、成績の高い企業・技術者の受注が可能となる。(場合によっては順位が入れ替わる。)

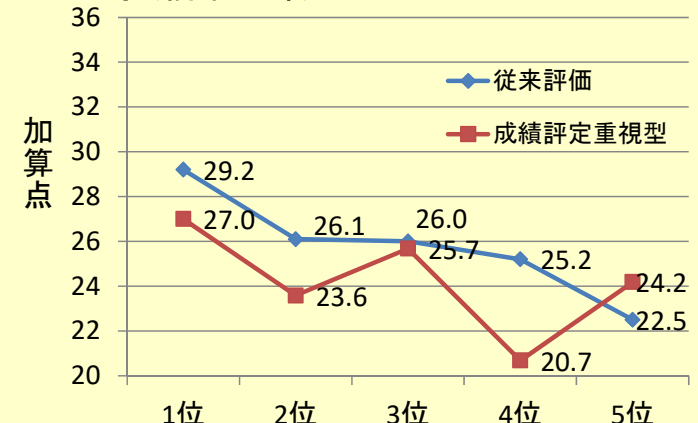
A工事(道路改良)



B工事(道路改良)



C工事(橋梁下部)



企業成績	78点	79点	78点	78点	78点
技術者成績	78点	83点	78点	なし	73点

企業成績	78点	78点	79点	78点	78点
技術者成績	79点	83点	82点	77点	84点

企業成績	77点	78点	78点	80点	78点
技術者成績	78点	76点	77点	なし	77点

入札・契約の見直し

【業務関係】

令和5年度：業務の入札・契約見直し方針

区分	取組項目	R5対応	
		継続	変更
競争性確保	入札契約方式（発注方式の選定）	○	
	WTO基準額	○	
	海外業務実績の技術者評価	○	
	業務成績の評価		○
品質確保	設計共同体の取扱い	○	
	低入札者対策	○	
	工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度	○	
	民間資格の登録制度（国土交通省登録資格）	○	
働き方改革	若手技術者の育成支援制度（管理補助技術者の配置）		○
	手持ち業務量の制限（部分引渡し）	○	
	手持ち業務量の制限（当該年度完了業務）	○	
	女性技術者の活躍推進	○	
	一括審査方式		○
	加算点通知の試行（追加参考資料の提出）	○	
	賃上げ実施表明企業の評価	○	
担い手確保	地域要件の設定		○
	業務チャレンジ型の試行		○
	地域企業参加型JVの評価		○
	地方自治体業務成績の評価	○	

業務成績評定（技術者）の評価基準の見直し【変更】

■ 選定・指名段階、特定・入札段階における業務成績(配置予定管理技術者)の評価について、技術者評定点による評価とするよう見直しを行う。

◇ 配置予定管理技術者の業務成績評定については、管理技術者あるいは担当技術者として従事した業務の業務評定点により評価を行っていたが、各地整間で評価方法にバラツキがあることから、技術者評定点にて評価するよう見直しを行う。

■見直し方針

- ・ 配置予定管理技術者の業務成績について、全国統一の評価方法とするため、技術者評定点による評価に見直す。
なお、評価基準は下記のとおりとする。

<指名段階 総合評価落札方式(簡易型)の場合>

現行		見直し	
平均評定点	評価点	平均技術者評定点	評価点
80点以上	30	80点以上	30
79点	27	79点	27
78点	24	78点	24
77点	21	77点	21
76点	18	76点	18
75点	15	75点	15
74点	12	74点	12
73点	9	73点	9
72点	6	72点	6
71点	3	71点	3
70点以下	0	70点以下	0

<入札段階 総合評価落札方式(簡易型)の場合>

現行		見直し	
平均評定点	評価点	平均技術者評定点	評価点
80点以上	12.0	80点以上	12.0
79点	10.8	79点	10.8
78点	9.6	78点	9.6
77点	8.4	77点	8.4
76点	7.2	76点	7.2
75点	6.0	75点	6.0
74点	4.8	74点	4.8
73点	3.6	73点	3.6
72点	2.4	72点	2.4
71点	1.2	71点	1.2
70点以下	0	70点以下	0

若手技術者育成支援制度の試行【変更】

制度の概要

- 中国地整では、平成26年度より管理技術者として経験の少ない技術者（40歳以下）を予定管理技術者として配置する場合、管理技術者としての経験、実績を有する技術者を補助者として配置できる試行を行っている。
⇒平成27年度より若手技術者の対象年齢を45歳以下^{※1}に引き上げ
⇒さらに令和5年度より若手技術者(40歳以下)を配置した場合に加点評価を行う。(選定・指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で2点、特定・入札段階で1点)
- 管理技術者、管理補助技術者とも管理技術者に必要な資格要件（技術者資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量等）を全て有する者とし、管理補助技術者は担当技術者として配置が必要。
- 入札契約における技術者の評価は、管理補助技術者で評価する。
- 技術提案書のヒアリングは、管理技術者が説明を行い、管理補助技術者は説明・回答の補助が可能。

対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式
(標準型、簡易型)

若手技術者
(45歳以下)

・若手の育成
・品質の確保

管理補助技術者[※]
(担当技術者)

※1 港湾空港部については、対象年齢を40歳以下に設定

※ 「測量」、「地質」は、管理補助技術者を主任補助技術者とする。
管理補助技術者の配置は任意

例：特定段階における管理技術者の配点
(プロポーザル方式の場合)

【通常】

【試行】

評価項目		配点
資格・実績等	技術者資格	3
	同種・類似業務実績	7
成績・表彰	業務成績	12
	業務表彰	2
	CPD取得状況	1
若手技術者の配置(40歳以下)		-
計		25



配点
3
6
12
2
1
1
25

【発注方式の試行】業務の一括審査方式について【変更】

平成29年10月より

【目的】

同一内容の業務を同時期に発注せざるをえない場合、同じ手続き資料により一括して審査を行うことで、受発注者双方の負担の軽減を図る。

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ②業務の目的・内容、技術評価の項目が同一の業務
- ③業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ④入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑤総合評価落札方式(1:1)で発注する業務
- ⑥当面、各種点検業務、工事対応業務及び地質調査業務とする。(令和5年度より地質調査業務を追加)

【一括審査方式の内容】

- ①複数の業務に参加を希望する場合は、2件目以降について、「参加表明書(表紙)」のみ提出し、それ以外の様式の提出を省略する。技術提案書に関しても同様。
2件目以降で省略しなかった「参加表明書」「技術提案書」は、無効とする場合がある。
- ②公示及び入札説明書の配布は、各業務ごとに行う。
- ③入札参加者は、参加を希望する業務ごとに、「参加表明書(表紙)」、「技術提案書(表紙)」、入札を必要とする。
- ④開札する順番(開札時刻)、落札決定の順番を入札説明書に明示する。
- ⑤落札決定を受けた者は、それ以降は入札無効とする。

【発注方式の試行】業務の一括審査方式について

【一括審査のイメージ】

業務 開札順 (落札決定順)	①業務	②業務	③業務
	1番目	2番目	3番目
	↓	↓	↓
	評価点順位	評価点順位	評価点順位
業者 A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者 B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者 C	2位	3位	落札決定 3位
業者 D	3位	未提出	4位

※順位づけの後、評定値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。

①業務
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

②業務
様式-1 ← ①業務と同様である旨を記載。
 (様式-2 ~ 17省略)

【(参考)「無効」となる事例】

それぞれに様式をすべて提出した場合、開札順の1番早い業務を除き無効とする。

①業務
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

②業務 【無効】
様式-1 様式-2 様式-3 ~ 様式-17

地域要件の設定（地域建設コンサルタント等への配慮）【変更】

- ◆ 東日本大震災において、地域建設企業・建設コンサルタント等が復旧分野において活躍するなど地域に根ざした企業の貢献が報告されており、今後の災害対応等の機能維持のためには発災直後における現地確認や点検、応急復旧等即時対応できる機動性を有する地域企業の確保が不可欠な状況である。
- ◆ 特に地域の建設コンサルタント等は、地域の交通状況、過去の出水・災害履歴等を熟知しており、また、地域に根ざして活動する企業であるため、地域住民に対して立会等の協力要請や自治体等との調整等も円滑に進められる特性も有している。
- ◆ このような背景を踏まえ、地域の建設コンサルタント等の技術力向上、健全育成、有効活用等を図る観点から、建設コンサルタント業務等の総合評価落札方式及び価格競争方式においては、実施可能者数を勘案した上で、県内本店業者、事務所管内本店業者等適切に地域要件を設定する。

◆地域建設コンサルタント等への配慮にかかる取り組み

①競争参加機会の確保

- ・業務規模の工夫により、競争参加機会の確保を図る。

②地域要件の設定

- ・業務実施可能者数を勘案した上で、総合評価落札方式及び予定価格**30百万円未満**の通常指名競争入札方式において、地域要件を設定できる。
- ・さらに、予定価格**30百万円未満**の総合評価落札方式及び通常指名競争入札方式による業務で、地域精通度の必要及び緊急性のある業務については、地域要件を「県内本店」等とすることができる。

③地域貢献度による評価の追加

- ・災害時の支援協定企業へのインセンティブとして、地域貢献度（災害支援協定等にもとづく活動実績の有無、災害支援協定の締結の有無）による評価を追加できる（総合評価落札方式及び予定価格**30百万円未満**の通常指名競争入札方式における指名段階の評価項目として追加）。

※令和5年度より地域要件(本店限定)の対象を30百万円未満に拡大
(これまでは20百万円未満)

【業務チャレンジ型】

- ・地域コンサルタントの技術力向上、育成を目的に国土交通省の業務実績がない企業の参加機会を確保するため、業務成績や表彰を評価項目とせず、災害協力や災害協定の締結などを評価する試行業務である。(令和元年度より試行開始)
- ・これまで2,000万円以下の価格競争を対象可能としていたが、令和5年度より金額による制限をなくし、価格競争すべてを試行可能な対象業務とする。

【対象業務】

これまで価格競争で行っていた「測量業務」、「地質調査業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」)

【契約方式】

一般競争入札方式(総合評価落札方式) 価格点:技術点の割合 1:1

【競争参加資格要件】

- ・ 中国地方整備局における令和5・6年度測量業務(又は地質調査業務/土木関係建設コンサルタント業務)に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- ・ 中国地方整備局管内(又は〇〇県内/〇〇地方生活圏内)に本店(支店又は営業所)を有していること。
- ・ 平成25年度以降公示日までに完了した業務のうち、企業及び配置予定主任技術者(管理技術者)において、同種又は類似業務の実績を有すること。(発注機関は問わない)
- ・ 配置予定主任技術者(管理技術者)における公示日現在の手持ち業務量が、5億円未満かつ10件未満であること。
- ・ 本業務を履行する上で配慮すべき実施方針の記載が適切であること。

【評価項目】

標準的な業務(総合評価落札方式1:1)と業務チャレンジ型の配点の比較

評価項目			標準の業務(総合評価簡易型)				チャレンジ型	
			指名段階		特定段階			
			ウエイト	標準配点	ウエイト	標準配点	ウエイト	標準配点
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	当該部門の建設コンサルタント登録等	15%	5	-	-	50%	3
		過去10年間の同種又は類似実績		10		-		6
		過去10年間の災害協定等に基づく活動実績		-		-		21
	成績・表彰	過去2年間の業務成績	35%	30	-	-	-	
		過去2年間の業務表彰の有無		5		-	-	
	小計		50%	50		0	50%	30
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	技術者資格等	15%	4	25%	4	48%	4
		過去10年間の同種又は類似実績		9		10		10
		若手技術者の配置の有無		2		1		1
		過去10年間の当該事務所・周辺での業務実績		-		-		14
	成績・表彰	過去4年間の業務成績	35%	30	25%	12	-	-
		過去4年間の業務表彰の有無		5		2		-
	CPD	CPD取得状況	-	-	1	2%	1	
小計		50%	50	50%	30	50%	30	
実施方針	実施方針・実施フロー・工程計画・その他		-	-	50%	30	-	-
	簡易な実施方針	業務理解度・実施手順	-	-	-	-	※1	-
	小計		-	0	50%	30	-	0
合計			100%	100	100%	60	100%	60

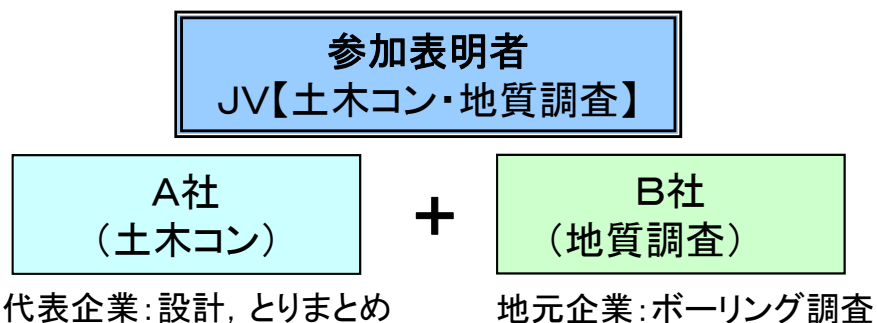
※1 競争参加資格要件とし評価項目としない。

地元企業の受注機会を拡大(JV評価の導入)【変更】

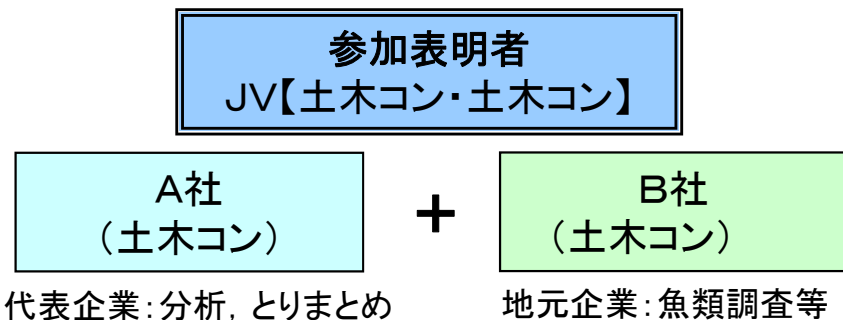
- 地元企業の受注機会を拡大し、実績に繋がる「地元企業参加型JV」を評価する試行業務を令和2年度に導入、令和5年度より**特定・入札段階の評価においても加点を行う。**
- ◇ 地元企業(県内本店)と設計共同体(JV)を構成した参加表明者の評価において、選定・指名段階(技術提案書の提出者を選定するための評価)で2点、特定・入札段階で1点を加点する。
- ◇ 地域の守り手である地元企業の受注実績の拡大と技術力向上、育成、有効活用と担い手確保が強く求められており、地元企業でも対応可能な業種を含む業務を対象に地元企業と設計共同体を構成した場合に評価を行う試行業務を導入する。

【地元企業参加型JVの例】

構造物設計と合わせてボーリング調査を実施する業務



環境調査など多様な現地調査が必要な業務

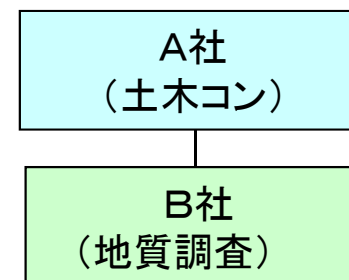


<評価方法>

地元企業(県内本店)と設計共同体を構成した参加表明者及び担当技術者(地元企業)に加点する。

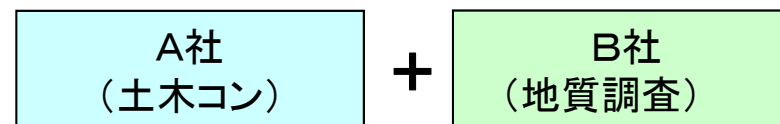
再委託と設計共同体の違い

○再委託(下請け)の場合



B社は、国等の発注する業務でも実績として認められない

○設計共同体(JV)による場合



B社が担当した業務内容は、業務実績として認められる

※地元企業参加型JVでは、確実な地元企業の活用が図られ地元企業の実績の拡大と技術力向上に繋がる。

次期中国圏広域地方計画

これまでの国土計画

全国総合開発計画

※「国土総合開発法」に基づき
昭和37年第1次全国総合開発計画以来、
5次にわたり全総計画を策定

★ 国主導の計画づくり

全国計画のみ

〔 地方の意見を聴く仕組みなし 〕

過密過疎に伴う大都市問題や地方の問題
への対応など、それぞれの時代に我が国の国
土が抱えていた課題の解決に向けた基本方
向を示す

★ 「開発」を基調とした量的拡大を図る計画

計画への多様な主体の参画

計画の作成及び実施の円滑な推進を図るため、国の地方支
分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立
場で協議する場(広域地方計画協議会)を組織

国土形成計画

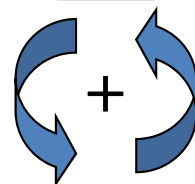
※根拠法を抜本的に改正 → 「**国土形成計画法**」へ

★ 二層の計画体系(国と地方の協働によるビジョンづくり)

全国計画

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)

- 地方公共団体から国への計画提案制度
- 国民の声を反映させる仕組み



広域地方計画

ブロック単位の地方ごとに、**国と都府県等**
が適切な役割分担の下、相互に**連携・協力**
して**計画を策定・推進**

- 市町村からの計画提案制度
- 国民の声を反映させる仕組み

グローバル化や人口減少に対応しつつ、多様な広域ブロック
が自立的に発展するとともに、安全で美しい国土の再構築と継
承を目指し、国土の利用と保全を重視する

★ 「成熟社会型の計画」への転換により質的向上を目指す

「国土形成計画」と「社会資本整備重点計画」を“車の両輪”として地域の将来像を策定

	国土形成計画法	社会資本整備重点計画法
全国計画	国土形成計画 (H27.8.14閣議決定)	社会資本整備重点計画 (R3.5.28閣議決定)
地方計画	中国圏広域地方計画 (H28.3.29大臣決定)	中国ブロックの社会資本の重点整備方針 (R3.8.31大臣決定)

新たな国土の将来ビジョン

計画期間: 2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

時代の重大な岐路に立つ国土 《我が国が直面するリスクと構造的な変化》

地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり

- ・未曾有の人口減少、少子高齢化がもたらす地方の危機
- ・巨大災害リスクの切迫(水災害の激甚化・頻発化、巨大地震・津波、火山噴火、雪害等)
- ・気候危機の深刻化(2050年カーボンニュートラル、生物多様性の損失)

コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

- ・テレワークの進展による転職なき移住等の場所にとられない暮らし方・働き方
- ・新たな地方・田園回帰の動き、地方での暮らしの魅力

激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

- ・DX、GXなど激化する国際競争の中での競争力の低下
- ・エネルギー・食料の海外依存リスクの高まり
- ・東アジア情勢など安全保障上の脅威の拡大

豊かな自然や文化を有する多様な地域からなる国土を次世代に引き継ぐための**未来に希望を持てる国土の将来ビジョン**が必要

目指す国土の姿 「新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～」

デジタルとリアルの融合による

活力ある国土づくり

～地域への誇りと愛着に根拠した地域価値の創造～

巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する

安全・安心な国土づくり

～災害等に屈しない強靱な国土～

世界に誇る美しい自然と多様な文化を育む

個性豊かな国土づくり

～森の国、海の国、文化の国～

国土づくりの戦略的視点 ①民の力を最大限発揮する官民連携 ②デジタルの徹底活用 ③生活者・利用者の利便の最適化 ④縦割りの打破(分野の垣根を越える横断の発想)

※南北に細長い日本列島における国土全体での連結強化
※広域レベルからコミュニティレベルまで重層的な圏域形成

国土構造の基本構想 「シームレスな拠点連結型国土」

〈広域的な機能の分散と連結強化〉

- ◆ 中枢中核都市等を核とした広域圏の自立的発展と広域圏間の交流・連携の強化
- ◆ リニア中央新幹線、新東名・新名神等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」(仮称)の形成による地方活性化、国際競争力強化

階層間のネットワーク強化

〈生活圏の再構築〉

- ◆ 生活に身近な地域コミュニティの再生(小さな拠点を核とした集落生活圏の形成、都市コミュニティの再生)
- ◆ 地方の中心都市を核とした市町村界にとられない新たな発想からの地域生活圏の形成

デジタルの徹底活用による場所や時間の制約を克服した国土構造への転換

- 東京一極集中の是正
- 国土の多様性(ダイバーシティ)、持続性(サステナビリティ)、強靱性(レジリエンス)の向上

デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成

- 「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合
- 生活圏人口10万人以上を一つの目安として想定した地域づくり(地域の生活・経済の実態に即した市町村界にとられない地域間の連携・補完)
- 「共」の視点からの地域経営(サービス・活動を「兼ねる、束ねる、繋げる」発想への転換)
 - ✓ 主体の連携、事業の連携、地域の連携
- デジタルの徹底活用によるリアルの地域空間の質的向上
 - ✓ デジタルインフラ・データ連携基盤・デジタル社会実装基盤の整備、自動運転、ドローン物流、遠隔医療・教育等のデジタル技術サービスの実装の加速化
 - ✓ 地域交通の再構築、多世代交流まちづくり、デジ活中山間地域、転職なき移住・二地域居住など、デジタル活用を含めたリアル空間での利便性向上
- 民の力の最大限活用、官民パートナーシップによる地域経営主体の創出・拡大

相互連携による効果の発揮

持続可能な産業への構造転換

- GX、DX、経済安保等を踏まえた成長産業の全国的な分散立地等
- 既存コンビナート等の水素・アンモニア等への転換を通じた基幹産業拠点の強化・再生
- スタートアップの促進、働きがいのある雇用の拡大等を通じた地域産業の稼ぐ力の向上 等

グリーン国土の創造

- 広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現、グリーンインフラの推進等を通じたネットワーク化)
- カーボンニュートラルの実現を図る地域づくり(地域共生型再エネ導入、ハイブリッドダム等) 等

人口減少下の国土利用・管理

- 地域管理構想等による国土の最適利用・管理、流域治水、災害リスクを踏まえた住まい方
- 所有者不明土地・空き家の利活用の円滑化等、重要土地等調査法に基づく調査等
- 地理空間情報等の徹底活用による国土の状況の見える化等を通じた国土利用・管理DX 等

地域の安全・安心、暮らしや経済を支える

国土基盤の高質化

防災・減災、国土強靱化、生活の質の向上、経済活動の支え
〔機能・役割に応じた国土基盤の充実・強化〕

計画的な整備、維持管理更新、効果的活用を通じた
戦略的マネジメントの徹底によるストック効果の最大化

- ✓ DX、GX、リダンダンシー、安全保障、自然資本との統合等の観点からの機能高度化
- ✓ 賢く使う観点からの縦割り排除による複合化・多機能化・効果最大化
- ✓ 地域インフラ群再生戦略マネジメント等の戦略的メンテナンスによる持続的な機能発揮

地域を支える人材の確保・育成

包摂的社会に向けた多様な主体の参加と連携
こども・子育て支援、女性活躍 関係人口の拡大・深化

新しい資本主義、デジタル
田園都市国家構想の実現

国土の刷新に向けた重点テーマ

分野別施策の基本的方向

- 地域の整備(コンパクト+ネットワーク、農山漁村、条件の厳しい地域への対応等)
- 産業(国際競争力の強化、エネルギー・食料の安定供給等)

- 文化及び観光(文化が育む豊かで活力ある地域社会、観光振興による地域活性化等)
- 交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラ

- 防災・減災、国土強靱化
- 国土資源及び海域の利用と保全(農地、森林、健全な水循環、海洋・海域等)
- 環境保全及び景観形成

計画の効果的推進 広域地方計画の策定・推進

- 地理空間情報等を活用したマネジメントサイクルと評価の実施
- 広域地方計画協議会を通じた広域地方計画の策定・推進

将来像	基本戦略(目標)	プロジェクト ※現行計画からの追加・変更点
<p>第1節 『暮らし』</p> <p>誰もが自らの意思でライフスタイルを選択でき、生き生きと暮らし続けることができる中国圏</p>	<p>デジタル技術の活用や官民共創による個性を活かした地域生活圏の形成</p> <hr/> <p>重層的なネットワーク形成による圏域内外の対流促進</p>	<p>地域生活圏の形成</p> <p>拠点都市機能強化とコンパクトシティの推進及び中小都市の振興</p> <p>中山間地域、島しょ部における持続可能な生活サービス機能の向上</p> <p>関係人口の拡大・深化</p> <p>女性・若者・高齢者等が活躍できる環境づくりと人材育成</p> <p>重層的なネットワークの形成</p> <p>官民共創による地域公共交通等の維持</p> <p>東アジアを始めとする国際交流の推進</p>
<p>第2節 『産業・経済』</p> <p>産業集積や地域資源を活かし、官民共創によって持続的に成長する中国圏</p>	<p>ものづくり産業の競争力強化とカーボンニュートラルの実現に向けた産業構造の転換</p> <hr/> <p>中山間地域・島しょ部における地域産業の振興</p> <hr/> <p>観光振興による経済の活性化</p>	<p>ものづくり産業のDX等による競争力強化</p> <p>基幹産業の競争力強化に直結する国際物流機能の強化</p> <p>カーボンニュートラルを見据えた産業構造の転換</p> <p>農林水産業の成長産業化</p> <p>地域資源を活用した地域産業の育成と新たな産業の創出</p> <p>多様な連携によるインバウンド・広域観光の推進</p>
<p>第3節 『安全・安心』</p> <p>激甚化する災害から命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して住み続けることができる中国圏</p>	<p>総力戦で挑む強靱な圏域整備と安全・安心の推進</p> <hr/> <p>インフラ老朽化対策の推進</p>	<p>総力戦で挑む防災減災対策の推進</p> <p>災害時における圏域内外のバックアップ体制の強化</p> <p>インフラ老朽化対策の推進</p> <p>安全で安心な住宅・社会資本の整備</p>
<p>第4節 『環境(自然・歴史・文化)』</p> <p>美しく豊かな自然環境と多様な歴史・文化を次世代に引き継ぐグリーンな中国圏</p>	<p>豊かな自然環境の保全・再生と地域特有の歴史・文化の継承</p> <hr/> <p>脱炭素社会の実現に向けた地域づくりの推進</p>	<p>美しく豊かな自然環境の保全・再生</p> <p>多彩な歴史・文化の継承</p> <p>適正な国土利用・管理</p> <p>脱炭素・循環型の地域づくり</p>

ご清聴ありがとうございました